

平成 30 年第 1 回石狩市介護保険事業運営推進協議会

日時 平成 30 年 7 月 23 日 (月) 午後 6 時から

場所 石狩市総合保健福祉センターりんくる 3 階視聴覚室

会 議 次 第

- ① 開 会
- ② 挨 拶 石狩市保健福祉部長 三国 義達
- ③ 自己紹介 (各委員及び事務局)
- ④ 会長・副会長の選出
- ⑤ 会長挨拶
- ⑥ 議 題

議題第 1 号 地域包括支援センターの運営について

(平成 29 年度業務報告及び平成 30 年度業務計画)

議題第 2 号 介護予防・日常生活支援総合事業の要綱改正について

議題第 3 号 認知症初期集中支援チームの設置について

議題第 4 号 指定居宅介護支援事業所について

⑦ その他

⑧ 閉会

石狩市介護保険事業運営推進協議会委員名簿

選出区分	選出母体団体等	選 出 者	備 考
保健・医療・福祉関係者	医療関係者	橋本 透	
	介護サービス事業者	須貝 玲子	
		一條 紀善	
		西本 真典	
	民生委員・児童委員連合協議会	築田 敏彦	
地域団体の代表者	連合町内会連絡協議会	村上 一彦	
学識経験者	藤女子大学	丸山 正三	
被保険者	一般公募	飯田 鉄蔵	

1. 地域包括支援センター設置状況

平成30年4月1日現在

名称	南	北	厚田	浜益	合計
運営法人	医療法人 喬成会	医療法人 秀友会	市直営	市直営	
生活圏域	旧石狩市部		厚田区	浜益区	
担当地区	花川南・花川 ・樽川	左記以外の旧 石狩地区	厚田区	浜益区	
職員数（職種）	5	5	4	2	16
人口（人）	30,029	25,145	1,905	1,327	58,406
65歳以上人口（人）	8,118	9,150	851	742	18,861
高齢化率（％）	27.0	36.4	44.7	55.9	32.3
75歳以上人口（人）	3,301	4,087	444	457	8,289
後期高齢化率（％）	11.0	16.3	23.3	34.4	14.2
事業対象者	36	46	3	2	87
事業対象者の割合（％）※65歳人口中	0.44	0.5	0.35	0.27	0.5
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	34（0）	43（1）	3（0）	2	82（1）
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	2（0）	3（1）	0	0	5（1）
要支援1	200	248	12	18	478
予防支援給付管理数（再委託）	43（8）	70（10）	2（0）	8（0）	123（18）
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	89（11）	72（15）	0	2（0）	163（26）
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	0	1（0）	0	0	1（0）
要支援2	145	142	9	21	317
予防支援給付管理数（再委託）	57（8）	67（10）	5（1）	7（0）	136（19）
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	66（4）	34（8）	0	4（0）	104（12）
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	0	0	0	0	0
要支援小計①	345	390	21	39	795
要支援者の割合（％）※65歳人口中	4.25	4.26	2.47	5.26	4.22
給付管理数総計（事業対象者+要支援者）					
予防支援給付管理数（再委託）	100（16）	137（20）	7（1）	15（0）	259（37）
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	189（15）	149（24）	3（0）	8（0）	349（39）
ケアマネジメント給付管理数（再委託）	2（0）	4（1）	0	0	6（1）
要介護1	314	401	35	36	786
要介護2	208	194	23	16	441
要介護3	110	135	20	22	287
要介護4	130	166	19	17	332
要介護5	86	124	31	15	256
要介護小計②	848	1,020	128	106	2,102
認定者数総計①+②	1,193	1,410	149	145	2,897
認定率（％）※65歳人口中	14.7	15.4	17.5	19.5	15.4

H29年3月末日現在

2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

①介護予防サービス・支援計画書作成件数（各年度3月時点）

		南	北	厚	浜
H25	介護予防支援件数	188	172	15	25
	うち再委託	26	33	3	2
	一人当たり	47	43	3.8	12.5
H26	介護予防支援件数	235	191	10	25
	うち再委託	36	29	1	1
	一人当たり	58	48	3.7	12.5
H27	介護予防支援件数	259	227	12	30
	うち再委託	51	28	2	1
	一人当たり	65	57	3	15
H28	介護予防支援件数	245	245	11	23
	うち再委託	37	26	2	0
	一人当たり	49	49	4	11.5
H29	介護予防支援件数	100	137	7	15
	うち再委託	16	20	0	0
	ケアマネジメントA	189	149	3	8
	うち再委託	15	24	1	0
	ケアマネジメントB	2	4	0	0
	うち再委託	0	1	0	0
	作成件数計	291	290	10	23
	再委託計	31	45	1	0
	一人当たり（再委託除く）	53	49	3	11

②平成29年4月～平30年3月の給付管理数

	総件数（延）	月平均	うち再委託（延）	月平均
南	3,316	277	382	32
北	3,169	265	400	34
厚田	111	9.3	14	1.2
浜益	295	24.6	0	0

③介護予防サービス・支援計画書作成再委託先（延件数）

		南		北		厚田		浜益	
ケアプラン作成再委託先	同一法人	ホットライン21	142	なし	-	なし	-	なし	-
	市 内	ジャパンケア石狩	46	ケアプランセンターあるふぁ	164	べつかり	12	なし	
		ケアプランセンターあるふぁ	21	エルサ	45	ケアマネセンター	2		
		あいしい介護相談センター	18	ジャパンケア石狩	33	東札幌	1		
		ケアプランセンター社協	16	ホットライン21	32				
		ぬくもり花川	16	希久の園ケアプランセンター	31				
		希久の園ケアプランセンター	12	あいしい介護相談センター	17				
		エルサ	4	ケアプランセンター社協	12				
				べつかり	12				
	市 外	いろは	48	ツクイ屯田	13	ケアマネセンター	2	なし	
		あすなろ	23	うるおい	12	東札幌	1		
		POP東	10	あすなろ	12				
		レイル	4	ヒューマンライフケア	12				
		ホームケアサプライ	1	ウェルスタイル	6				
		まきた	1	ことぶき	2				
				あいの里	1				

事業所名	サービス内訳											
	予防訪問介護 件数 占有率	予防訪問看護 件数 占有率	予防訪問リハ 件数 占有率	予防通所介護 件数 占有率	予防通所リハ 件数 占有率	予防短期入所 件数 占有率	予防福祉用具貸与 件数 占有率	通所型サービス 件数 占有率	訪問型サービス 件数 占有率	訪問型サービス 件数 占有率	訪問型サービス 件数 占有率	
1. 石狩市南地域包括支援センター	751 70.5%	481 46.2%	51 100.0%	73 23.3%	39 40.2%	3 60.0%						
石狩ふれあいほっと館介護センター 訪問介護事業所	61 6.1%	23 2.2%		69 20.1%	33 34.0%	2 40.0%						
ジャパネット石狩	51 5.1%	10 9.6%		55 16.2%	20 20.6%							
ヘルパーステーションぬまり花川	51 5.1%	5 4.8%		40 11.8%	5 5.2%							
特定非営利活動法人 たまけあいワークスエルサ	41 4.1%	5 4.8%		28 8.3%								
訪問介護事業所 花川聖マリア	31 3.1%	4 3.9%		15 4.4%								
ホームケアネットさつぽろ		4 3.9%		11 3.2%								
医療法人 善成会訪問看護ステーションポプラ				7 2.1%								
秀友会訪問看護ステーションふじ				7 2.1%								
医療法人 展仁会ほっと館介護センター				6 1.8%								
ウエルハラ訪問看護ステーション				5 1.5%								
訪問看護ステーションピンボーンハート				5 1.5%								
訪問看護ステーション健助				2 0.6%								
訪問看護ステーションあいん				1 0.3%								
訪問看護ステーションソレイユ				1 0.3%								
花川病院												
きたえるーむ花川												
リハビリ特化型デイサービスカラダラボ石狩花川												
花川デイサービスセンター 四季彩園												
石狩ふれあいほっと館デイサービス												
石狩市花川南老人デイサービスセンター												
デイサービスセンター さいとう石狩花川												
デイサービスセンター プロデイズ												
ジョイリハ札幌藤生												
デノサ・ビスセンター ばんなんぐろ												
通所介護デイトリム												
リハビリ特化型3時間デイサービスBanbi												
石狩市花川北老人デイサービスセンター												
デノサ・ビス たいよう												
通所介護センタームサシの里「花川」												
ツクイ札幌電田												
デイサービスセンター さとおり												
医療法人 善友会いかりデイケアサービス					39 40.2%							
老人保健施設オアシス21					33 34.0%							
介護老人保健施設サピオーズ					20 20.6%							
クラーク新築通所リハビリテーション					5 5.2%							
株式会社蒼山 ショートステイ希望のつばみ札幌北						3 60.0%						
札幌北ケアセンター そよ風						2 40.0%						
株式会社エンパイア(ホームヘルスケア事業部)							129 40.4%					
エアウェルターナーサポート(札幌西営業所)							47 14.7%					
フランスベッド株式会社メディカル札幌営業所							27 8.5%					
サンスイA&S福祉用具貸与事業所							25 7.8%					
株式会社北越サービス							24 7.5%					
ジャパネット札幌							17 5.3%					
西田福祉サービス札幌							10 3.1%					
ユニケア							9 2.8%					
株式会社 特殊衣料							9 2.8%					
福祉用具貸与事業所 カイン・ケア							8 2.5%					
ニッポ株式会社札幌営業所							5 1.6%					
松下電工エレクトロニクス札幌営業所							5 1.6%					
株式会社フロンティア札幌営業所							4 1.3%					

5

[illegible]

サービス内容																		
事業名	予防訪問介護		予防訪問看護		予防訪問リハ		予防通所介護		予防通所リハ		予防短期入所		予防福祉用具貸与		通所型サービス		訪問型サービス	
	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率
3. 石狩市厚田地域包括支援センター	10	100.0%																
石狩ふれあい・ほっと館介護センター訪問介護事業所			1	16.7%														
医療法人常成会訪問看護ステーションホブラ 訪問看護ステーションみのり札幌東			5	83.3%														
厚田みよし園デイサービスセンターしおさい 通所介護デイリウム							5	50.0%										
フランスベッド株式会社メディカル札幌営業所 ヘルスレント札幌北ステーション 株式会社エンバィア（ホームヘルスケア事業部） 株式会社フロンティア札幌営業所															11	36.7%		
															9	30.0%		
															5	16.7%		
															5	16.7%		
厚田みよし園短期入所生活介護事業所																5	100.0%	
石狩ふれあい・ほっと館介護センター訪問介護事業所	10	100%	6	102%	0	0%	10	50%	0	0%	0	0%	0	0%	30	100%	5	100%
総計																	13	100.0%

サービス内容																			
事業者名	予防訪問介護		予防訪問看護		予防訪問リハ		予防通所介護		予防通所リハ		予防短期入所		予防福祉用具貸与		通所型サービス		訪問型サービス		
	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	
石狩市訪問介護事業所はます	5	100.0%																	
石狩市はますデイサービスセンター							16	100.0%											
石狩市特別養護老人ホームはますあいどまり指定短期入所生活介護(予防)事業所											1	100.0%							
株式会社エンバィア(ホームヘルスケア事業部)													31	30.7%					
フランスベッド株式会社メディカル札幌営業所													29	28.7%					
株式会社フロンティア札幌営業所													18	17.6%					
NORTH CARE													13	12.9%					
ヘルスレント札幌北ステーション													10	9.9%					
石狩市はますデイサービスセンター															42	100.0%			
石狩市訪問介護事業所はます	5	100.0%	0	0	0	0	0	16	100%	0	0	1	100%	101	100%	42	100%	9	100.0%

3. 総合相談・支援事業

①相談件数（延べ）

	南	北	厚	浜	合計
H25	857	790	656	274	2577
認知症	72	118	88	6	284
虐待	22	79	37	0	138
成年後見等	54	19	0	0	73
消費者被害	1	4	0	0	5
H26	936	911	463	309	2619
認知症	107	106	56	15	284
虐待	22	50	0	0	72
成年後見等	32	5	0	6	43
消費者被害	7	3	0	0	10
H27	1436	1267	291	324	3318
認知症	168	80	32	15	295
虐待	27	92	0	28	147
成年後見等	44	20	10	3	77
消費者被害	0	3	1	0	4
H28	1438	1154	179	379	3150
認知症	134	84	16	13	247
虐待	27	49	1	0	77
成年後見等	62	32	2	28	124
消費者被害	3	1	0	0	4
H29	1311	1467	259	334	3371
認知症	92	255	23	43	413
虐待	27	73	0	0	100
成年後見等	15	16	5	1	37
消費者被害	3	3	2	0	8

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

①ケアマネジャー支援件数

	南 H29	北 H29	厚田 H29	浜益 H29
相談延件数	14	103	10	0
担当者会議等出席	3	0	2	0
（再）地域ケア会議開催	5	3	0	0
ケース実件数	9	17	2	0
ケアマネ実件数	7	13	1	0

※浜益はほとんどのケアプランを包括兼務の直営の居宅で作成。再委託件は少ないため支援数は0となっている。

② 地域ケア会議個別ケース検討会（包括的・継続的ケア体制の構築）

		H28年度	H29年度
南	実施回数	5回	5回
	出席者数	延40人	延35名
	H29構成員	家族、社協、民生委員、地域住民、介護サービス事業所、ケアマネジャー、施設管理者、医療関係者、行政（高齢者支援課、保健推進課、江別保健所）	
	H29内容	認知症を伴う高齢者夫婦、独居高齢者へ対応。 精神疾患を持つ本人とご家族への対応。 金銭管理に対する相談対応。	
北	実施回数	4回	6回
	出席者数	延25人	延28人
	H29構成員	ご家族、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、認知症地域支援推進員、行政（高齢者支援課）、民生委員児童委員、医療機関（医療ソーシャルワーカー）、成年後見センター	
	H29内容	認知症周辺症状の悪化による介護困難（虐待に発展）、認知症徘徊者の見守りネットワーク構築、サービス利用料滞納から経済的虐待に発展する恐れがあるケース、認知症の母と知的障害の息子世帯（判断能力低下、サービス受け入れ拒否）	
厚田	実施回数	4回	3回
	出席者数	延14人	延13人
	H29構成員	民生委員、駐在員、郵便局員、介護支援専門員、社協、生活保護ケースワーカー、市職員	
	H29内容	認知症や金銭管理に関する話し合いが多い。その他に月に2回、厚田区内介護サービス事業所（5ヶ所）とケースについての検討・連絡会を実施している	
浜益	実施回数	5回	7回
	出席者数	延35人	延49名
	H29構成員	介護支援専門員（居宅介護支援事業所はまます、特養あいどまり、GHなごみ、はまますデイ、国保診療所、浜益支所市民福祉課）	
	H29内容	地域ケア会議個別ケース検討会に該当する会議は開催していないが、区内の介護支援専門員で構成する「浜ケアネット」の中で、地域課題についての情報共有や意見交換を行なっている。必要に応じて、関係職種とのケースカンファレンスは随時実施している。	

平成 29 年度 事業の評価

＜重点項目＞

1. 地域とのネットワーク構築のために、地域に出向く事で地域の実態把握を行うと共に、地域の活動状況も把握し、顔の見える関係作りを行い、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるシステム作りの支援を行う。

＜評価＞

今年度の総合相談は1,311件となっており、認知症や精神疾患についての相談に加え、家族問題や経済面での相談などに対応。その中で身寄りのない方等、処遇困難ケースへの対応も行った。また地域との関わりを強化する為に、地域住民への回覧板の配布、石狩市4包括のポスターを医療機関・コミュニティーセンター・公共施設・商業施設等51箇所の掲示を行うことで、地域に根ざした、いつでも気軽に相談できる地域包括支援センターとしての周知を行うことができた。

2. 認知症対策として、問題が大きくなる前に早期の関りができるよう、継続した包括の相談窓口の周知を行うと共に、医療機関を含めた各機関との連携を強化していく事でワンストップサービスの充実を語り円滑な対応が出来る相談体制の構築を図る。

＜評価＞

医療機関や各関係機関への周知はもちろん、地域住民へのアウトリーチについても働きかけていくことができた。今後も継続的かつ効果的な連携・周知方法について模索していくことが重要な要素であると判断する。

1. 総合相談事業

(1) 速やかな総合相談の対応

精神障害・認知症のある方の病院受診や入院までの調整、警察・消防署からの緊急対応要請、生活困窮相談への対応等の多種多様な相談に対してチームアプローチとネットワーク機能を活用し迅速かつ丁寧な対応を行ってきた。総合相談は1,311件に対応している。

(2) 地域包括支援センターの周知

地域高齢者の総合相談窓口として、南包括のリーフレットを作成し、南地域の(花川南・樽川・花川)16町内会に回覧板を年3回実施。1回約625枚を配布している(初回5月16日)。また石狩市4包括の広報ポスターを作成し、市内の医療機関・コミュニティーセン

ター・公民館・公共施設・商業施設 51 か所へ掲示していただき地域住民への周知を図った。
この取り組みは今後も継続予定としている。

(3) 民生委員との協力

民生委員児童委員連絡協議会（花川南第一地区、花川南第二地区）への訪問を実施した。
広報活動の成果と今までの地区民生委員との連携構築もあり、電話や直接包括へ訪問していただいている相談が増えており、南包括の地域での支援体制が地域住民に周知されていると評価できる。

(4) 医療機関との連携

市内医療機関（MSWの配置されている医療機関）に市内4包括の広報ポスターの掲示をお願いし、相談窓口が明確になるよう図った。医療機関からの新規相談に関しては、原則退院前のカンファレンスに参加する事とし、退院後のサービス調整等に対応している。また困難ケース等については病院への受診同行も必要時本人、家族の了解のもと実施。

現在対応している方の再入院での医療機関との調整や総合相談から医療機関へ繋ぐケース等、医療機関との連携回数は増加してきている。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待対応

前年同様、高齢者虐待相談を迅速に対応できるように「石狩市高齢者虐待相談対応の流れ」に沿い『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための高齢者虐待手引き』を活用し、関係機関と連携をとりながら解決に向けて対応している。南包括は4件（新規2件、継続2件）の対応を行った。

○平成29年8月25日 石狩市高齢者虐待防止ネットワークケース検討会議

○平成30年1月19日 石狩市高齢者虐待防止ネットワーク検討会議

(2) 成年後見・日常生活自立支援事業

高齢者の権利が擁護されるように、弁護士、司法書士、成年後見センター等の各関係機関と連携を図り対応している。

○平成29年5月31日 権利擁護連携会議、幹事会に参加

○平成29年7月31日・30年1月24日 石狩市権利擁護連携会議に出席

○平成29年3月27日 第2回石狩市成年後見センター運営委員会に出席

(3) 消費者被害

地域における高齢者被害の実態を把握できるように、石狩市消費生活センターに出向き、市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及や関係性づくりに努める。

○平成29年5月31日 石狩市消費者大会に参加

○平成29年9月5日 石狩市消費者被害防止ネットワーク設立会議

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

(1) 地域包括ケアの推進

○センター主催の個別ケース検討会を5回開催し個別課題の解決に関係機関で検討を行った。

○平成29年7月26日 第1回石狩振興局管内地域支援センター連絡会議参加

(2) 介護支援専門員支援

困難ケースに関してセンター内で事例検討会を3回実施している他、介護支援専門員からの相談に応じて同行訪問を実施、直接介助の場面に同席し支援を行う等も行った。

○平成29年5月29日石狩市介護支援専門員連絡会幹事会に出席

○平成29年6月1日 石狩市介護支援専門員連絡会幹事会に出席

(3) 石狩市、石狩管内地域包括支援センター研修会の実施

石狩市北包括支援センターと合同による研修会を年2回実施した。また、石狩管内地域包括支援センター研修会に参画した。

4. 介護予防事業（介護予防ケアマネジメント）

(1) 一般介護予防

介護予防教室

○平成29年4月17日 介護予防教室 「サロンあかり」11名参加

○平成29年6月20日 介護予防教室 「なぎさ会」第五町内会 36名参加

○平成29年7月22日 介護予防教室 MOA主催健康推進セミナーでの予防教室
17名参加

○平成29年7月22日 介護予防教室 花川南第3地域社会福祉協議会主催
第3町内会福祉部協賛 介護予防教室 36名参加

○平成29年8月24日 認知症予防教室 「シニアクラブ栄」30名参加

○平成29年8月25日 石狩市スポーツ広場での介護予防教室参加

○毎月第2土曜日 地域交流サロンぴりカフェ実施

○平成30年4月23日 サロンひかり 11名参加

○平成30年1月24日 石狩市社会福祉協議会地域懇談会(花川南第一地区)

○平成30年1月29日 石狩市社会福祉協議会地域懇談会(花川南第二地区)

新規の総合相談や個別訪問の際に南地域の高齢者に対して基本チェックリスト調査を実施した。

(2) 介護予防活動普及展開事業

○平成29年6月21日、7月21日 江別自立支援型地域ケア会議見学

○平成29年8月4日・9月13日、10月19日、1月16日

石狩市自立支援型地域ケア会議に参加

(3) 指定介護予防支援事業

介護予防支援

新規累計（平成29年4月～平成30年3月）	2082件（うち再委託266件）
予防支援給付管理実績（平成30年3月）	100件
（再掲・再委託）	17件
再委託先	7ヶ所

総合事業

新規累計（平成29年4月～平成30年3月）	1278件（うち再委託123件）
予防支援給付管理実績（平成30年3月）	191件
（再掲・再委託）	17件
再委託先	8ヶ所

5. その他

(1) 認知症施策

認知症地域支援推進員連絡会に11回参加

認知症サポーターキャラバンメイトの集いに参加

- 平成29年11月27日 認知症サポーター要請講座 花川第一町内会27名
- 平成29年6月28日 江別・石狩地域認知症連携協議会
- 平成29年7月3日 石狩管内認知症地域支援推進委員ネットワーク会議

(2) 職員研修・実習生の受け入れ

職員のスキルアップのため、各種研修会・研究発表の参加。また、社会貢献活動の一環として福祉系大学の学生の実習生受け入れを行った。

- 平成29年1月14日 北星学園大学 社会福祉学部 1名
- 平成29年9月20日 北海道医療大学 1名

- 平成29年9月21日 精神保健福祉学習会参加
- 平成29年9月26日 ケアカフェ学習会
- 平成29年9月27日 熊谷病院 市民講演会「家族が認知症になったら」参加
- 平成29年8月29日 地域包括支援センターと弁護士との連携についての意見交換会参加
- 平成29年12月6日 やさしい筋力トレーニング教室開催 主催：公益財団法人石狩市体育協会
- 平成29年12月18日 高齢者の権利擁護を考える集い かでる2・7
- 平成30年1月15日 石狩市地域ケア会議全体会

平成 2 9 年度収支報告

収 入	
介護予防マネジメント収入	14,751,400 円
石狩市からの委託金	20,736,000 円
雑費収入	55,556 円
① 収入合計	35,542,956 円
支 出	
人件費	22,447,553 円
経費	7,025,368 円
② 支出合計	29,472,921 円
総利益	① - ② = 6,070,035 円

石狩市地域包括支援センター自己評価票

センター名 石狩市南地域包括支援センター

記入者: 吾田 健一

別表④

1. 運営体制

		実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
		できている	一部できている	できていない	
①	各年度の基本方針・重点目標	○			H29年度の運営方針を職員が周知、協議の上で包括の運営方針を立案することによって理解している。
②	配置職員	○			過年度の評価、地域課題を踏まえ、職員で協議し目標・事業計画を作成している。
③	24時間体制の確保	○			3職種配置。3月に欠員が発生していたことから業務に支障
④	チームアプローチの確立	○			事業所から転送にて携帯電話にて24時間対応している。
⑤	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	○			3職種の専門性を重視。 ミーティングは全員で毎朝実施、カンファレンス、ケース検討会議は3職種の出席を必須とし情報共有している。
⑥	施設環境	○			研修は積極的に参加。予算等も含め法人へ提示できている。内部研修は法人研修、伝達講習会、TQM活動等を実施。必要な職能研修への参加を促し、参加及び伝達する事でセンターのスキルアップを図る。
⑦	記録と情報管理	○			建物入り口にも病院看板に掲示されている。建物内に相談室、会議室が設けられている。
⑧	地域住民に対する広報	○			相談記録等を5年保管。 センターは夜間は施設、セキュリティ仕様。 保管庫は施設。相談、会議の記録等はPCでのデータ管理及び議事録作成。
⑨	苦情への対応	○			回覧板を利用し年4回程度実施。
⑩	報告・届出書等	○			地域会合に参加した際には、包括のポスターやチラシを配布 フローチャートと苦情処理簿を活用するとともに、職員間で検討会議を行い再発防止に努めている。 届出は速やかに実施。 月例報告事項について、期日までに提出。 個別ケース検討会、高齢者虐待ケア会議等の記録を完成させている。

2. 総合相談

		実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
		できている	一部できている	できていない	
①	地域の高齢者の 実態把握	○			石狩圏域、南地域、町内会単位での把握。
②	地域におけるネット トワーク構築	○	○	○	石狩圏域、南地域、町内会単位での把握。学区はなし。 総合相談に必要な社会資源の把握に努め、地域やさまざまな機関と連携・協働を行う事に關しては、まだ不十分なので今後も努力していきたい。 町内会、民生委員、高齢者クラブ単位で認知症サポーター養成講座の実施。SOSネットワーク会議、認知症地域支援推進ネットワーク会議への参加を行っている。
③	認知症高齢者等 及び家族への支 援	○	○	○	認知症高齢者に対し、相談内容に応じて専門医・専門機関の情報提供するが、重度ケースの増加に伴い診断や入院、家族関係等の支援が困難なケースが発生し苦慮している。相談を受けた時点で重度化しているケースが多く、早期発見のため地域住民との連携が今後必要と考えている。
④	初期段階の相談 業務	○	○	○	総合相談として毎月約100件以上に対応している。 総合相談の受付時には、迅速な対応によって関係機関への連絡や、問題が発生している場合には適切な解決に向けてアクションを行っている。 相談することによって精神的にも安心できる対応ができた。
⑤	困難事例への対応	○	○	○	必要時は速やかに訪問し、実態把握を行う。 必要時は速やかに会議を招集する。

		実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている	できていない		
3. 権利擁護						
① 高齢者虐待事例への対応	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。	○			石狩市高齢者虐待対応マニュアルのほか、『市町村・地域包括支援センター・都道府県 高齢者虐待対応の手引』に基づき、虐待ケースに関し地域包括支援センターとしての役割を適切に行い、関係者との連携も早い速やかな対応が出来るよう図っている。	
	相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。	○				
	虐待者からの分離が必要と判断される場合には、市に速やかに報告し連携して対応している。	○				
	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。	○				
② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して手続き方法等を説明し、申立や契約が行えるように支援している。	○			必要な対象者に関して、成年後見センター等の関係機関と適切な協議を行い対象者の権利擁護が図られるよう支援している。制度に関しては、パンフレット等でも周知を図っている。	
	成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要なケースや、既に活用しているケースに対して、成年後見センターや法律関係専門職と連携して対応している。	○				
	制度を広く普及させるための周知を行っている。	○				
③ 消費者被害への対応	地域における消費者被害の状況を把握している。	○			消費者被害に対する普及啓発・連携体制づくりが十分と感じるため石狩市消費者協会への訪問を検討。また、高齢者の特殊詐欺等の問い合わせもあり、金融機関等のかかわりも重要と感じている。	
	把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。	○				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント		実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている	できていない		
① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。	○			居宅介護支援事業所との連携については、個別ケースに応じた適切な支援と連絡調整を実施することができた。多職種との連携を深めることで継続的なマネジメントができていた。	
	介護支援専門員と上記関係機関や多職種が連携できるよう支援している。	○				
	サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるよう支援している。	○				
	入退院、入退所時等に必要に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民とが連携できるように調整、支援している。	○				
② 地域のインフォーマルサービスの連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理・更新を行っている。	○				
③ 介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。	○			状況や課題を聞き助言するタイミングをしっかりと設けることで、関係性を強化している。年2回は介護支援専門員も含めた福祉に関わる方への研修企画実施している。	
	電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、文書・メール(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている。	○				
	居宅介護支援事業所訪問等、事業所や各介護支援専門員の状況や課題を聞き助言する場を設けている。	○				
	ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修等を行っている。	○				

5. 介護予防

実施状況(達成度)		補足説明欄	
できている	一部できている	できている	できている
基本チェックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐアプローチをしている。		○	地域人脈を構築し、潜在する地域高齢者の問題ケースの情報を得たいところだが至っていない。実施可能な計画を出して生きたい。
① 二次予防事業対象者の情報収集 民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等との地域人脈の構築を行い情報収集している。 医療機関、介護保険事業所、地区社会福祉協議会などの関係機関等とのネットワークを構築し情報収集している。		○	
② 介護予防普及啓発 町内会、高齢者クラブ、地域サロン、その他地域の会議やイベント等において、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を行っている。 高齢者を対象とした介護予防教室を実施し、計画・開催・評価までの過程を記録し報告している。 必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している。 普及啓発活動について記録している。		○ ○ ○ ○	前年度に引き続き、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を実施しており、依頼も来ている状況。

【その他の取組】

- 事例検討会の実施(支援困難なケースを抱える介護支援専門員に対し実施)
- 市内地域サロンの訪問、意見交換実施
- 職員研修の参加・社会福祉士実習生の受け入れ

【総合評価】

総合相談の内容は多岐に渡ってきているが、どのような相談内容にも柔軟に対応することができた。地域にとつて南包括があることが安心できる、なにかあった時には相談できる身近な場所としてのイメージを定着できた。
・町内会、高齢者クラブ、地域サロンでの介護予防教室活動を行うことで地域との人脈構築や地域包括支援センターの周知を行うことができた。
また地域住民とのつながりも強くなった。

【今後の取組など】

- 1、地域の実態把握
今後は石狩南地域の高齢化スピードが特に増加していく傾向が予想されている。地域住民の課題や要望を確実に汲み取ることにより安心できる環境作りに取り組みたい、具体的には民生委員や町内会、老人クラブ、地域サロンとの係りの強化。同時に地域支援コーディネーターとの連携。
2、認知症高齢者への対策
地域住民に向けた「認知症予防」についての啓発活動。
認知症サポーター要請講座の開催。
3、地域の企業、関係機関との連携強化
地域ケア会議での関りを有効に生かし、弁護士や行政書士、警察、消防、に加え地元の大学や企業との連携を強化する。
4、ケアマネ支援としては、居宅介護支援事業所との事例検討会等の合同研修会を実施し問題課題の解決方法を共有することでケアマネの資質向上につなげる。
5、職員のスキルアップ
多様化する総合相談に対応できるように、事業所内での事例検討会、外部研修会、自立型を含めたケアプランの見直し点検の実施。

【課題】

- 1、地域の実態把握
- 2、認知症高齢者への対策
- 3、地域の企業、関係機関との連携強化
- 4、ケアマネ支援
- 5、職員のスキルアップ

平成 29 年度 事業の評価

＜重点項目＞

今年度よりスタートする介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を事業運営の重点に置く。事業のスタートに向け、利用者や地域住民にとってスムーズに移行できるよう、周知や関係機関との調整を強化する。「総合相談」「認知症対策」では、新たに「認知症カフェ」に取り組み、認知症の方とその家族を支える場を作る。

＜評価＞

介護予防・日常生活支援総合事業については、事業開始に伴う事務作業の複雑さや新たな仕組みの運用に戸惑い、移行に向けた周知や関係機関との調整に時間を要したが、1年をかけ移行することが出来た。また、今年度は、新たに「認知症カフェ」を開設、参加者が話しやすい雰囲気作りや日常的な声かけ等を重点に取り組み、認知症の方とその家族を支える場となることを目標に年 12 回開催する事が出来た。周知活動を行った地域のケアマネジャーからの紹介も徐々に増えてきている。

1. 総合相談事業

(1) 増加、複雑化する総合相談に対し、関係機関と連携を図る

地域からの個別相談に対し「地域ケア会議」を実施⇒実績 6 件。認知症徘徊者の地域における見守り体制検討、障がい者と認知症の方で構成される多問題を抱えた世帯に対する支援体制検討など、行政・成年後見センター・障がい相談機関・地域住民等によるネットワークを強化した。

(2) 地域支援としての取り組み

①民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等に対し、地域包括支援センターの周知、要望に合わせた講話を実施。今年度は親船地区、生振地区の戸別訪問実施、把握した地域の実情は次年度の計画につなげている。

②地域の企業、関係機関との連携を強化

地元企業である商工会議所、JA いしかり、地元大学の藤女子大に対し、新たなネットワーク構築を目的にアプローチ。商工会所属企業の女性部会に対する認知症サポーター養成講座の開催、藤女子大学生とのコラボによる地域住民向け認知症予防教室を開催するなど、新たにネットワークを広げた。

(3) 職員の資質向上に取り組む（地域からの個別相談に対応できる能力を身に付ける）

- ・「ICFについて」「コミュニケーション」等をテーマに法人内事業所と合同研修
- ・事業所内事例検討会：月 1 回開催（実績：4 事例）
- ・石狩市主催の研修会（地域ケア会議全体会等）への参加

(4) 地域包括支援センターの周知

○平成29年10月28日地域住民向け市民講演会を4包括合同で開催

テーマ「レッツ☆介護予防！2025年タイムマシンの旅」 来場者：128名

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

①新規高齢者虐待相談件数5件（うち3件が虐待認定）

相談を受けた全ケースについて市へ通報・相談し、支援方針を協議、役割分担をした上で支援を開始した。前年度継続支援を含め2ケースについては、特養への措置入所による分離保護を支援した。

②高齢者虐待防止及び障がい者虐待防止ネットワーク会議（全体会議）に参加

石狩市の横断的（高齢者・障がい者・DV等）な会議であり、警察・消防・弁護士など幅広い関係者が一堂に会して意見交換をすることができた。

(2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業関係

個別相談において地域ケア会議を活用、石狩市成年後見センターをはじめとする各相談機関、弁護士等の専門家と連携し、相談・支援を実施した。

(3) 消費者被害に関する支援について

市民からの消費者被害に関する相談に対しては、訪問による実態把握を行い市の消費生活センターへつなぐなど、早期に対応することができた。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

(ケアマネジメント支援について) 相談件数 17件

居宅介護支援事業所8箇所、13名のケアマネジャーから多岐にわたる内容の相談をいただいた。緊急性を判断し、地域ケア会議や虐待ケース検討会を積極的に活用し、行政との連携のもと検討し支援している。

(1) 市内介護支援専門員を対象とした研修会を年3回開催

第1回 平成29年9月20日

テーマ「ICFの考え方とものの見かたを学ぶ ケアプランの活用」

講師：北海道医療大学リハビリテーション科学部教授 鈴木英樹氏 参加者：63名

第2回 平成30年2月20日

テーマ「高齢者と消費者被害～あなたの利用者が狙われている～」

講師：石狩市消費生活センター 消費生活相談員 参加者：61名

(2) 石狩市介護支援専門員連絡会の役員として、企画運営に参画

○介護支援専門員連絡会と地域包括支援センターの共催にて研修会の企画・開催

(3) 「医療と福祉のまちづくりひろば」の企画運営委員として参画

平成29年10月21・22日「石狩いきいきフェスタ」開催 来場者：658名

4. 介護予防事業

(1) 一般介護予防事業

- ①担当地域の町内会、高齢者クラブ、民生委員児童委員連絡協議会等において「地域包括支援センター」役割を周知すると共に、「認知症予防」の視点で講話を実施。
- ②地域住民と共に「認知症予防教室」を立ち上げ、住民が主体的に取り組む認知症予防を継続的にサポートした。(協力：札幌秀友会病院 リハビリテーション科)
北陽町内会⇒教室開催：7回(参加者 延べ82名) 教室開催を通じ、花川北陽認定こども園、藤女子大学等、地域の社会資源とのつながりをもつことができた。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

総合相談からの相談者、サービス利用者及び居宅介護支援事業所、サービス事業所に対し、総合事業のサービス内容、制度内容について周知し、円滑に移行することが出来た。

(3) 介護予防活動普及展開事業

包括職員の自立に向けた支援について、資質向上を目的に市主催の自立支援型地域ケア会議に参加、事例検討会に事例を提出している。

自立支援型地域ケア会議：4回参加、事例検討会に3事例提出

(4) 給付管理数

①予防支援給付管理(H30.3月末時点)

- ・予防支援給付管理実施 137件
- ・H29年度新規支援件数 70件(直持ち53件、再委託17件)
- ・介護予防支援委託件数 20件 ・介護予防支援委託事業所数 10ヶ所

②予防ケアマネジメント給付管理(H30.3月末時点)

- ・予防支援給付管理実施 153件
- ・H29年度新規支援件数 63件(直持ち51件、再委託12件)
- ・介護予防支援委託件数 25件 ・介護予防支援委託事業所数 6ヶ所

③ケアプランの質の向上を目的に、新規利用開始時、認定更新時、センター内でアセスメント不足の点検、二次予防事業への移行、介護保険サービス終了、インフォーマルサービスの活用等、利用者の自立に向けた支援を検討した。

5. その他

(認知症対策)

(1) 平成29年4月より「認知症カフェ」を開店

年12回開催(一般参加者 122名、専門職参加者 40名)

会場：いしかり脳神経外科クリニック内(デイケアサービス)に協力いただく。

(2) 石狩市の市民、企業を対象に「認知症サポーター養成講座」を3回開催

- ・平成29年4月1日 対象：いしかりデイケアサービス職員 参加：7名
- ・平成29年8月4日 対象：一二三北路(株) 参加：20名
- ・平成29年11月27日 対象：石狩市商工会議所 女性部 参加者：9名

(3) 石狩市認知症地域支援推進員の活動

○石狩市北地域包括支援センター

平成29年度収支報告

収 入	
介護予防マネジメント収入	14,474,270 円
石狩市からの委託金	20,736,000 円
雑費収入	5,587 円
① 収入合計	35,215,857 円
支 出	
人件費	27,566,459 円
経費	4,622,063 円
② 支出合計	32,188,522 円
総利益	① - ② = 3,027,335 円

石狩市地域包括支援センター自己評価票

センター名: 石狩市北地域包括支援センター

記入者: 管理者 菊地弘毅

別表④

1. 運営体制

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない		
①	各年度の基本方針・重点目標	○		当該年度の石狩市地域包括ケア推進のための基本方針および石狩市地域包括支援センター運営方針が職員に理解されている。	
②	配置職員	○		運営に当たり過年度の評価や地域課題を踏まえた重点目標を設定し事業計画を作成している。	
③	24時間体制の確保	○		いわゆる三職種が配置されている。欠員が生じた場合も業務に支障をきたさぬよう、臨時的処置を講じている。	
④	チームアプローチの確立	○		相談窓口としてのセンターの休館や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じる体制がある。	
⑤	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	○		各専門職がそれぞれの専門性を活かして業務にあたっている。	
⑥	施設環境	○		センター内の会議やミーティングを定期的に開催し、情報を共有している。	
⑦	記録と情報管理	○		外部研修への機会を確保している。	
⑧	地域住民に対する広報	○		内部研修(伝達研修、法人内研修等)への機会を確保している。	
⑨	苦情への対応	○		各専門職職能研修等を通じて、職員の資質向上を図っている。	
⑩	報告・届出書等	○		高齢者や地域住民に分かりやすいようにセンターの看板や案内表示が掲示されている。	
		○		利用しやすいやさやプライバシーが守れるような相談場所の確保に努めている。	
		○		相談記録を適切に管理し、定められた保存年限を守っている。	
		○		地域包括支援センターが施設できるようなっている。または、施設可能な保管庫を持ち、得られた個人情報適切に管理している。	
		○		相談、会議録等の内容は全て記録化している。	
		○		センターの案内リーフレット・チラシを作成、配布し、住民への周知を図っている。	
		○		地域の会合、小組織、団体等に出向き、職員が直接周知活動を行っている。	
		○		苦情受付、対応、記録、報告までの体制を整備し、職員が理解している。	
		○		届出事項に変更があった際、速やかに事業変更届出書を提出している。	
		○		地域包括支援センター運営方針に示す例月報告事項について、期日までに提出している。	
		○		地域ケア会議個別ケース検討会、高齢者虐待防止(コア・ネットワーク)会議の議事録を作成し、おおむね2週間以内に提出している。	

2. 総合相談

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		達成している	達成していない
① 地域の高齢者の実態把握		○	
担当圏域・地区の第一号被保険者数(高齢者人口)や特性を把握している。			
統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している。			
② 地域におけるネットワーク構築		○	○
		○	○
③ 認知症高齢者等及び家族への支援		○	○
		○	○
④ 初期段階の相談業務		○	○
		○	○
⑤ 困難事例への対応		○	○
		○	○

3. 権利擁護

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない		
① 高齢者虐待事例 への対応	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。		○	・H29年度虐待相談件数6件 ・虐待が疑われる相談が入った場合は、即、センター内で協議し、3職種を中心に内容によって市へ通報、相談、報告に分けている。また、コア会議での判断のもとに役割分担し、関係機関と共に支援を進めている。 ・分離が必要なケースは市、施設、医療機関等と連携のもとに対応している。	
	相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。	○			
② 成年後見制度・ 地域福祉権利擁 護事業の活用促 進	虐待者からの分離が必要と判断される場合には、市に速やかに報告し連携して対応している。	○			
	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。	○		・経済的な問題を含む相談については、日常生活自立支援事業の活用を検討してきた。成年後見センターへの相談、相談員との役割分担の中、困難ケースに対して支援している。 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及啓発については、ケアマネなど、専門職からの相談に対しては、必要に合わせて制度利用を進めた。一方で、一般市民に対する周知は実施していない。	
③ 消費者被害への 対応	制度を広く普及させるための周知を行っている。	○		・消費者被害の状況把握は、消費者被害防止ネットワーク会議への参加で把握している。また、把握している情報は、給付管理しているケースへの注意喚起を行っている。 ・消費者被害として受けた総合相談は、保護課、ケアマネ等の関係機関と情報共有、見守り支援体制を作り、支援した。	
	地域における消費者被害の状況を把握している。	○			
④ 消費者被害への 対応	把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。	○			
	市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている。	○			

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない		
① 包括的・継続的 ケアマネジメント 体制の構築	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。	○		・インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)とは、総合相談を通じて連携している。	
	介護支援専門員と上記関係機関や多職種が連携できるよう支援している。	○		・インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)とは、総合相談を通じて連携している。	
② 地域のインフォーマル サービスの連携体制づく り	サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるよう支援している。		○	・サービス事業所と居宅介護支援事業所との連携に向けた取り組みは実施していない。	
	入退院、入退所時等に必要に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民とが連携できるように調整、支援している。	○			
③ 介護支援専門員 に対する支援	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理・更新を行っている。	○		自分達がかわかりを持ち、町内会については見守り支援、サロンなど情報収集している。また、生活支援コーディネーターとの情報交換やお互いの事業に参加するなど、連携をとっている。	
	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。	○		・地域の介護支援専門員からの相談は少しずつ増えてきており、相談内容に応じて情報提供、地域ケア会議の開催等で支援している。 (19件) ・介護支援専門員からの相談は、電話、来所相談が主で、メール、文章での相談はない。また、相談連絡票等の工夫は行っていない。 ・居宅介護支援事業所とは、個別ケースを通じて中でコミュニケーションをとり、事業所の実情などの把握に努めている。 ・ケアマネ支援として、実情に合わせた研修会を年2回主催した。 ・介護支援専門員連絡会との共催にて、介護報酬改定に伴う研修会を開催した。	

5. 介護予防

実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
できている	できていない		
○		基本チェックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐアプローチをしている。	・お元氣塾、サロンでのチェックリスト実施。総合相談においても、予防事業の可能性があるケースは、介護保険申請の前に事業、インフォーマルサービスの紹介をしている。
○		民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等との地域人脈の情報収集している。	・町内会、老人クラブにおいても、戸別訪問をきっかけに地域人脈を作り、集団に対しては美観把握することでハイリスク者の把握を行っている。
	○	医療機関、介護保険事業所、地区社会福祉協議会などの関係機関等とのネットワークを構築し情報収集している。	・医療機関、介護保険事業所に対しては、二次予防事業対象者把握のためのアプローチはしていない。
○		町内会、高齢者クラブ、地域サロン、その他地域の会議やイベント等において、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を行っている。	・認知症予防教室の定期開催により、ハイリスク者の把握につながった。
○		高齢者を対象とした介護予防教室を実施し、計画・開催・評価までの過程を記録し報告している。	・町内会、高齢者クラブ、地域サロンにおいて、「介護保険制度」、「認知症予防」、「介護予防」等をテーマに講話を実施し、その中で地域包括支援センターの周知を行っている。また、事業内容については、報告書として記録している。
○		必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している。	・自立支援型地域ケア会議にケースを提出し、自立支援に向けた検討を行った。
○		普及啓発活動について記録している。	

【その他の取組】

○年1回 石狩市、市内4包括合同の市民講演会開催。市民に向けた大きな周知の機会として、重要な事業と位置づけている。
○いしかり医療と福祉のまちづくりひろるばに運営委員として参画、年1回のフェスティバル等の事業を通じて、石狩市内の各種関係機関とのネットワークを構築している。

【課題】

1. 地域包括支援センターの総合相談体制の充実
2. 認知症高齢者への対策
3. 介護予防の推進
4. ケアマネ支援
5. 職員の資質向上

【総合評価】

- ・増加する総合相談は、多問題を含んでおり、地域のケアマネジャー、ぶろっぶ、成年後見センターなど、様々な機関との連携が必須となっており、地域ケア会議を中心に課題解決、支援体制作りを行った。
- ・JA、商工会議所、地元大学など、企業や学校とのネットワーク構築を目指しアプローチ。認知症サポーター養成講座開催や認知症予防教室でのネットワーキングなど、各事業に結びつけることが出来た。
- ・地域に住民主体の通いの場を作ることと目的に、1年を通じて認知症予防教室を開催した。医療機関の協力のもと継続開催する事ができ、地域住民の予防に関する意識向上が成果として確認できた。一方で、目標であった自主グループ化に向けては包括としての関わり方など、課題も明確になった。
- ・認知症の方とそこそこ家族をサポートする場として、認知症カフェをオープンした。ケアマネ等、関係機関への周知も広げ、多くの方に参加していただくことが出来た。気兼ねなく色々な思いを語れる雰囲気作りを中心におき開催することが出来た。

【今後の取組など】

1. 地域包括支援センターの総合相談体制の充実
- ・相談窓口としての地域包括支援センターの周知
- ・地域からの相談に対する地域ケア会議の開催
- ・一般企業、地元大学等、地域の社会資源とのネットワーク構築
2. 認知症対策
- ・認知症地域推進員による関係機関に向けた普及啓発
- ・地域における認知症徘徊者捜索模擬訓練の実施
- ・認知症カフェの定期開催
3. 介護予防の推進
- ・介護予防に関する拠点づくり(住民主体の通いの場)
4. ケアマネジャー支援
- ・ケアマネの実情に合わせた研修会を開催
5. 職員の資質向上
- ・事業所内での事例検討会、法人内研修、ケアプラン点検の実施
- ・外部研修への参加
- ・自立支援型地域ケア会議へのケース提出(IGFの標準化、自立支援の検討)

平成 29 年度 事業の評価

＜重点項目＞

1. 厚田支所地域振興課などと協力しながら、厚田地区の社会資源や生活していく上での課題について、地域住民や各組織代表者と話し合いを行う
2. 住み慣れた地域で生活ができるように実態把握調査を行い課題を把握する
3. 介護予防に関する知識を住民や厚田支所内へわかりやすく周知する

＜評価＞

1. 厚田支所地域振興課への協力を地域の代表者と一緒にアンケートを実施し、厚田区内 1,346 名 (回収率 89.7%) の回答があった。それをもとに地域の代表者と情報共有を行った。
2. 70 歳以上の高齢者等を対象に家庭訪問による実態把握を 24 人実施し、本人や家族からの相談を受けた。今後も継続して実態把握調査を行い、支援が必要な方に早期に関われるようにする。
3. 厚田地域包括支援センター便りや各地区の高齢者クラブに対して、介護予防についての説明を実施した。

1. 総合相談事業

(1) 総合相談件数 259 件 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

今年度から社会福祉士が採用され、消費者被害防止や成年後見制度についての相談に対応した。保健師による高齢者クラブでの健康相談では、本人や家族についての医療・健康に関する相談があり、必要な方には後日、訪問している。関係機関からの認知症支援、福祉サービスの問い合わせもあった。相談者の内訳は、本人、家族からが多いが認知症などの相談は医療機関、地域住民からの相談もある。今後も地域や関係機関と連携をとり、対応をしていきたい。

(2) 実態把握調査

70 歳以上の高齢者等 24 人に対し、家庭訪問による実態把握調査を実施した。内訳は、独居 12 人、高齢者世帯 6 人、家族と同居が 6 人。

訪問時に多い相談は、家族からは認知症に関する事、本人からは通院や金銭管理などが今後、困難になった際の不安などの相談が多かった。

また、認知症に関する相談から支援につながったケースもあった。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業 相談数 0 件

(2) 成年後見制度利用支援事業・日常生活自立支援事業

相談数 実 3 件、延 13 件

将来の金銭管理などへの不安がある方から、成年後見制度や日常生活自立支援事業、遺言についての相談に受けた。

(3) 消費者被害に関する支援について

厚田区内の高齢者クラブの訪問や介護予防事業開催時に消費者被害についての説明や状況把握を行い予防に努めている。平成 29 年度は駐在員や消費生活センターの相談員を招き、「さぎ予防について」消費者被害防止について講話を 3 ヶ所 31 人に実施した。

3. 包括的・継続的なマネジメント

(1) ケアマネジメント支援について

厚田区にある介護サービス事業所やケアマネジャーと、月 2 回ケース検討会議を開催し、情報共有や困難事例の検討などを行っている。この会議を通して介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントが継続的に支援できるように連携を図っている。

(2) 居宅介護支援事業所訪問

2 か月に 1 回、居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員と連携を図った。

(3) その他

9 月の厚田地区民生委員協議会で「ささえ合いマップ」を更新した。今後も地域の民生委員と情報共有し、厚田区における要支援者の見守り体制の構築を図っていく。

4. 介護予防事業

(1) 介護予防教室など

介護予防事業の教室では、「いきいきりハビリ」を 3 地域で月 1 回と、「転倒予防教室」「脳の健康教室」「高齢者への健康教室」を実施した。また、各高齢者クラブに行き、健康についての講話や健康相談、軽運動等を実施した。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（平成 29 年度）

	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合計
新規累計	7 件	1 件	8 件
予防支援給付管理実績（平成 30 年 3 月）	6 件	3 件	9 件
（再掲・再委託）	1 件	—	1 件
再委託先	1 か所	—	1 か所

石狩市地域包括支援センター自己評価票

センター名:石狩市厚田地域包括支援センター

記入者:富木えり子

別表④

運営体制	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
	できている	できていない
各年度の基本方針・重点目標	当該年度の石狩市地域包括ケア推進のための基本方針および石狩市地域包括支援センター運営方針が職員に理解されている。	
① 針・運営方針・重点目標	○	各方針とも職員に理解されている
② 配置職員	○	毎年、保健予防事業と合わせて評価及び計画している
③ 24時間体制の確保	○	今年から社会福祉士が配属となり、三職種配置された。
④ チームアプローチの確立	○	緊急時は携帯電話を所持。それ以外の緊急連絡は市役所守衛室等から、包括支援センター長に入る。
⑤ 専門職員会議や職員研修を通じて職員の資質向上	○	毎朝、ミーティングで情報共有や援助方針の検討を実施している。また、2週間に1回、ケース検討会を行い介護サービス事業所の職員の意見を聞いている
⑥ 施設環境	○	外部研修や会議内容を参加した職員が、復命書としてまとめ、他の職員に研修内容を伝える
⑦ 記録と情報管理	○	地域住民にわかりやすいように案内表示などがされている。相談室が2箇所あり、必要時はそこで面談する
⑧ 地域住民に対する広報	○	相談記録や会議録などは記録し、鍵のかかる棚で保存年限まで、保存されている
⑨ 苦情への対応	○	地域包括支援センター便りなどで周知している
⑩ 報告・届出書等	○	各高齢者クラブや民生委員協議会などに周知している
	○	対応は市の規定に従い実施することを職員が理解している
	○	届出については、必要時に提出している。
	○	地域包括支援センター運営方針に示す例月報告事項について、期日までに提出している。
	○	地域ケア会議個別ケース検討会、高齢者虐待防止(コア・ネットワーク)会議の議事録を作成し、おおむね2週間以内に提出している。

2. 総合相談

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
	できている	できていない	
① 地域の高齢者の実態把握	○		担当地域・地区の第一号被保険者数(高齢者人口)や特性を把握している。
	○		統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している。
② 地域におけるネットワーク構築	○	○	多職種や地域住民を参集する地域ケア会議個別ケース検討会を開催している。 既存のネットワーク(民協定例会、町内会、老人クラブ等)を把握し、地域実情に応じた支援・協力体制を敷いている。 総合相談支援に必要な介護・福祉・医療・保健・その他インフォーマルな社会資源を把握し、連携・協働している。 民生委員、町内会役員等小地区のキーパーソンを対象に、認知症や高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している。 認知症や虐待の疑いがあるケースに見守り支援ができるように、見守り体制づくりへの取り組みを行っている。
③ 認知症高齢者等及び家族への支援	○	○	地域住民に対して、認知症高齢者の理解のための啓発活動を実施している。 認知症高齢者に対するインフォーマルな社会資源を把握し、必要に応じ相談者や関係機関に情報提供している。 認知症高齢者が徘徊をした場合等の対応の仕組みを理解している。 相談内容に応じて専門医・専門機関の情報提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている。
④ 初期段階の相談業務	○	○	地域からの幅広い相談に応じ、専門性を発揮した助言や支援を行っている。 積極的に訪問活動をし実態の把握に努めるとともに、支援を必要とする高齢者を見出し適切な支援、継続的な見守りを行っている。 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。 相談内容は全て記録化している。
⑤ 困難事例への対応	○	○	困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている。 困難事例等について地域ケア会議個別ケース検討会を開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討・共有している。

3. 権利擁護		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている	できていない	
① 高齢者虐待事例への対応	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。	○			
	虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、市と連携し適切に対応している。	○			平成29年度は虐待についての相談はなかった。石狩市の高齢者虐待対応マニュアルは職員に理解されている。
	相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。	○			
	虐待者からの分離が必要と判断される場合には、市に速やかに報告し連携して対応している。	○			
② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。	○			
	成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して手続き方法等を説明し、申立や契約が行えるように支援している。	○			成年後見制度利用者の状況把握を実施している。また、日常生活支援事業が必要と思われるケースについて、事業の紹介をしている。
	成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要なケースや、既に活用しているケースに対して、成年後見センターや法律関係専門職と連携して対応している。	○			
	制度を広く普及させるための周知を行っている。	○			
③ 消費者被害への対応	地域における消費者被害の状況を把握している。	○			消費者被害防止についての講話を、各高齢者クラブや介護予防事業で、消費者センター相談員や駐在所職員を招いて実施した。また、地域状況を把握し、必要な情報を地域包括支援センターへ提供し、必要に応じて、加害者の注意喚起、民生委員や駐在所への情報提供などを行っている。
	把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。	○			
	市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている。	○			
		○			
4. 包括的・継続的ケアマネジメント		実施状況(達成度)		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	一部できている	できていない	
① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。	○			今年度も駐在所に行き、地域での情報共有やお互いの役割について確認を行っている。居宅介護支援事業所が担当しているケースについての相談もあるため、地域の関係機関との連絡調整を実施し、必要なケースはその都度、医療機関や介護保険事業所、民生委員等の担当者で話し合っている
	サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるよう支援している。	○			
	入退院、入退所時等に必要に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民と連携できるように調整、支援している。	○			
	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理・更新を行っている。	○			厚田支所社会福祉協議会や各地区ボランティア、厚田区内のNPO団体会員と話しあい、情報を共有している
② 地域インフォーマルサービスの連携体制づくり	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。	○			2週間に1回、介護支援専門員と介護サービス提供者との会議を定期的に開催し、ケースの情報共有や今後の支援の方向性について、一緒に検討している。また、随時、電話や面談で介護支援専門員と必要な情報を共有しているが、相談連絡票などの決まった文書の作成などはおこなっていない。2ヶ月に1回ほど、居宅介護支援事業所を訪問している
	電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、文書・メール(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている。	○			
	居宅介護支援事業所訪問等、事業所や各介護支援専門員の状況や課題を聞き助言する場を設けている。	○			
	ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修等を行っている。	○			

5. 介護予防

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
基本チェックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐア プローチをしている。	○		
① 二次予防事業対 象者の情報収集	○		各地区の高齢者クラブや介護予防事業、実態把握調査などで基本チェックリストを実施している。介護予防サービ ス利用者以外の方についても、必要時は厚田区内の病院へ行き、月に1回程度必要なケースについて医師や看護師と情報を共有している。厚田地区は関係機関から情報を得やすい環境にあるため、各関係機関に対しての情報共有できているようにしている
② 介護予防普及啓 発	○		各地区の高齢者クラブで、定期的に講話や健康相談を実施している。そのなかで、介護予防のための説明や地域包括支援センターの普及啓発などをパンフレットなどを用いて実施している。また、希望があった高齢者クラブでは、毎月、体操と脳トレトレーニング、講話、健康相談を実施している。これらの活動については毎回、決定書と報告書を作成している

【その他の取組】

＜介護予防事業＞

(1) 転倒予防教室

(2) いきいきバザール(閉じこもり予防事業) : 28回

(3) 脳の健康教室(認知症予防事業) : 36回

(4) 脳の健康教室(認知症予防事業) : 24回

(5) (2)(3)の事業は、要介護状態の予防と地域でのボランティア育成を目指している

＜介護予防や健康づくりについての講話・健康相談＞

(1) 各地区の高齢者クラブ実施 : 16回、延159人

(2) 地域団体からの依頼 : 3回、延 22人

＜その他＞

(1) 実態把握調査 : 24名

(3) ケースの情報交換会議 : 23回

【総合評価】

地域での情報共有や介護予防を重視した活動を実施した。その内容としては、要支援者や相談ケース以外の方への訪問による地区の状況把握、「地域包括支援センター」や介護サービス事業所との定期的な会議、高齢者クラブでの講話などで、介護予防への知識の普及などがある。居宅介護支援事業所が担当しているケースについても、厚田支所への相談や情報提供が多くあり、地域の関係機関との連絡調整を実施している

【今後の取組など】

今後も介護予防事業の実施を通して、要介護状態の予防と介護予防事業のボランティアやスタッフの確保を通して、地域の人材育成をすすめる。また、既存の地域での支えあい活動が促されていくようにボランティアスタッフや民生委員、NPO法人など地域住民と連携をはかり、高齢者の生活を支えるための方法を一緒に考えていく。
また、平成30年度は社会福祉士が中心となり、消費者被害防止についての取り組みを進めていく。

【課題】

厚田地区では介護職員の不足などにより、介護サービスの確保が難しくなってきた。さらに地域の人口減少に伴い、高齢者の生活を支える資源の減少している。このため、相談内容には自家用車を運転できない高齢者が今後、どのように生活をしていくかという相談があった。このような高齢者を支えるボランティアなどの人材も人口減少とともに減っており、高齢者の生活を支えるための仕組みを考へていくことが必要となっている。また、疾患が重症化し、バスによる通院が困難となったという相談もあり、医療の確保や疾患の重症化予防が重要になっている。厚田地区の地域包括支援センター職員は、市民福祉課業務と兼務になるため、乳幼児から高齢者まで全ての年代を対象とし、健康管理や障害者への支援など幅広い関わりが求められる。このため、家庭訪問時に家族全員の状況や地区全体の状況がわかりやすいという利点がある。しかし、地域包括支援センターとして、高齢者支援に特化した活動や職員がどのような立場で支援をおこなっているかが、住民に理解されにくい。地域包括支援センターの周知と連携していく

平成 29 年度 事業の評価

＜重点項目＞

- ◎実態把握調査の継続実施（75 歳以上）
- ◎生活支援コーディネーターとの連携
- ◎転倒予防教室の見直し

＜評価＞

- ◎実態把握調査は 8 件実施。調査時間の確保が課題だが今後も継続して実施していく。
- ◎4 月から配置された生活支援コーディネーターと共に、介護予防事業や生活アンケートを実施、様々な視点から地域をみることができた。
- ◎名称を「縁ジョイクラブ」に変更、年齢にこだわらず参加を周知し、参加者 85 名のうち、新規参加者が 16 名と増加につながった。

1. 総合相談事業

（1）相談件数 334 件（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

相談者はご本人、ご家族からそれぞれ約 4 割と多くを占めるが、警察・消防といった機関からの情報提供も増えてきている。病院からの入退院の情報により、その後在宅の支援に繋がるケースも昨年度より増加した。電話や来所による相談の他に、介護予防事業で地域に出向く中で、情報提供や相談が寄せられることもある。認知症の相談も年々増加していることから、住民同士の日頃の日配りや見守りの大切さを支持するとともに、地域で最も身近な相談機関としての機能を果たしていきたい。

（2）実態把握調査の継続実施

75 歳以上の独居・高齢者夫婦世帯を対象にした実態把握調査は、12 月末までに 8 件実施した。世帯数が 10 件に満たない地域が 6 地区あり、移動や買い物、病院受診など厳しい条件の中、生活を送っている。定期的に状況確認が必要と判断したケースもあり、継続して実施していきたい。

2. 権利擁護事業

（1）高齢者虐待／成年後見制度

新規の相談ケースはなかったが、成年後見制度については、前年度から継続して支援を行っているケースが 1 世帯 2 件あった。市主催の高齢者虐待防止ネットワーク会議や権利擁護連携会議への参加など、関係機関との連携に努めている。

（2）消費者被害

消費者生活センターのご協力をいただき、縁ジョイクラブで消費者被害防止の講話を計 7 地区で実施した。生きがづくり学園の卒園式でも同様の講話を行い普及啓発を行なった。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

区内のケアマネジャーの連携強化・資質向上の場として、浜益区介護支援専門員連絡会（浜ケアネット）を、3月までに9回実施した。9月に発生した豪雨災害の教訓を受け、「防災における自助・公助・共助について」というテーマで、区内の保健福祉・医療・介護職員を対象に研修会を実施し、23名の参加があった。

4. 介護予防事業

（1）一般介護予防事業

従来の転倒予防教室を「縁ジョイクラブ」に名称変更し、7地区と1施設において、計88回開催した（実85名／延589名）地域の要請に応じて開催している地区を除き、高齢者クラブ等集いの場を設けている地区には、ほぼ毎月開催できた。年齢に関係なく、誰でも参加できることを、生き生き通信と自治会の回覧でも周知を行なった。徐々に認知度が高まり、現在は「縁ジョイ」の愛称で、地域に浸透している。参加者のうち新規の方が18.8%と前年度よりも増加、うち半数は継続参加につながっている。その他、保健部門と共同で「いきいき学習（脳の健康教室）」、閉じこもり予防のため「生きがいづくり学園」「浜益男塾」「悠々サロン」を実施した。

（2）介護予防支援ケアマネジメント（要支援者関連）について

新規累計（平成29年4月～平成30年3月）	11件
予防支援給付管理実績（平成30年3月）	15件
介護予防ケアマネジメント管理実績（ 〃 ）	8件
（再掲・再委託）	0件
再委託先	0か所

5. その他

（1）生き生き通信の発行

地域包括支援センターだより「生き生き通信」を毎月発行し、全戸配布を行なった。前期はH28年度より続いていた認知症特集、後期は介護予防をテーマに作成した。また、介護予防事業のお知らせや、認知症サポーター養成講座の周知と報告も情報提供している。

（2）認知症サポーター養成講座の開催

自治会回覧、区内商店や金融機関等周知を行い、3月に実施、16名が受講した。例年再受講者が多く若年層の参加が少ないため、周知や方法については検討が必要と思われる。

（3）生活支援コーディネーターとの連携

4月から生活支援コーディネーターが配置となり、縁ジョイクラブを中心に介護予防事業への参加や、生活アンケートの実施を行った。地域の持つ課題だけではなく、普段なかなか気づくことのできない地域の魅力も、コーディネーターの動きの中で見えてきたと感じる。既存の集いの場の情報収集や、新たな仲間づくりのパイプ役としても、コーディネーターの果たす役割は大きく、協議体設置に向けても連携していきたい。

石狩市地域包括支援センター自己評価票

センター名: 浜益地域包括支援センター

記入者: 小島香織

別表④

1. 運営体制

	実施状況(達成度)	補足説明欄	
		できている	できていない
各年度の基本方針・運営方針・重点目標	当該年度の石狩市地域包括ケア推進のための基本方針および石狩市地域包括支援センター運営方針が職員に理解されている。	○	基本方針・運営方針が示された際に、職員各自が目標を通し理解に努めている。
① 配置職員	運営にあたり過年度の評価や地域課題を踏まえた重点目標を設定し事業計画を作成している。	○	事業計画作成の際には、毎年重点目標を設定し評価を実施している。
② 24時間体制の確保	いわゆる三職種が配置されている。欠員が生じた場合に支障をきたさぬよう、臨時的配置を講じている。	○	保健師、社会福祉士を配置。万が一欠員が生じた場合は、対応について相談する体制を整えている。
③ チームアプローチの確立	相談窓口としてのセンターの休館や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じる体制がある。	○	祝祭日や夜間等、センターに電話があったときは、支所警備室から職員へ連絡してもらうよう体制を整えている。
④ 専門職員会議や職員研修を通じて、職員の資質向上を図っている。	各専門職がそれぞれの専門性を活かして業務にあたっている。	○	職員間で必要に応じてミーティングを行うとともに、毎月予定表の作成を行い情報共有に努めている。また、月初めに保健部門とのミーティングに出席している。
⑤ 外部研修への機会を確保している。	センター内の会議やミーティングを定期的に開催し、情報を共有している。	○	
⑥ 内部研修(伝達研修、法人内研修等)への機会を確保している。	外部研修への機会を確保している。	○	管内で行われる包括支援センター職員研修や、市内の研修会等にできるだけ参加するよう努めている。
⑦ 各専門職職能研修等を通じて、職員の資質向上を図っている。	内部研修(伝達研修、法人内研修等)への機会を確保している。	○	
⑧ 高齢者や地域住民に分かりやすいようにセンターの看板や案内表示が掲示されている。	各専門職職能研修等を通じて、職員の資質向上を図っている。	○	
⑨ 施設環境	高齢者や地域住民に分かりやすいようにセンターの看板や案内表示が掲示されている。	○	必要に応じて、事務所と同一階にある相談室で相談を受けたい。また、相談者がわかりやすいよう、窓口、エレベーターに案内表示をしている。
⑩ 記録と情報管理	相談記録を適切に管理し、定められた保存年限を守っている。	○	総合相談等の記録は、随時システムに入力を行っている。また、パソコンは施錠できるロッカーに保管し管理している。
⑪ 地域住民に対する広報	地域包括支援センターが施設できるようにしている。または、施設可能な保管庫を持ち、得られた個人情報報告を適切に管理している。	○	
⑫ 苦情への対応	相談、会議録等の内容は全て記録化している。	○	
⑬ 報告・届出書等	センターの案内リーフレット・チラシを作成、配布し、住民への周知を図っている。	○	独自のリーフレットは作成していないが、市内四包括の案内リーフレットを活用している。
	地域の会合、小組織、団体等に出向き、職員が直接周知活動を行っている。	○	
	苦情受付、対応、記録、報告までの体制を整備し、職員が理解している。	○	苦情受付の事例はないが、発生した際には速やかに職員・センター長に報告できるように体制を整えている。
	届出事項に変更があった際、速やかに事業変更届出書を提出している。	○	届出事項の変更はなかったが、発生した際には速やかに変更届出書の提出が必要であることを職員が理解している。
	地域包括支援センター運営方針に示す例月報告事項について、期日までに提出している。	○	
	地域ケア会議個別ケース検討会、高齢者虐待防止(コア・ネットワーク)会議の議事録を作成し、おおむね2週間以内に提出している。	○	虐待のケア会議開催は昨年度実施なし。必要時は速やかに開催し議事録を作成、高齢者支援課に報告する体制を整えている。

2. 総合相談

	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
① 地域の高齢者の 実態把握	担当圏域・地区の第一号被保険者数(高齢者人口)や特性を把握している。	○	・毎年度当初には、浜益区の人口や高齢者数等の情報を把握するようにしている。
	統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している。	○	・市のホームページに掲載されている統計情報で把握している。
② 地域におけるネット ワーク構築	多職種や地域住民を参集する地域ケア会議個別ケース検討会を開催している。	○	
	既存のネットワーク(民協定例会、町内会、老人クラブ等)を把握し、地域実情に応じた支援・協力体制を敷いている。	○	・地域にある既存のネットワークや社会資源について把握している。必要に応じて相談したり連携・協力をお願いしている。困難事例に対する個別のケース検討会議は昨年度なかったが、必要時間関係職種を招集して開催できる体制がある。
	総合相談支援に必要な介護・福祉・医療・保健・その他インフォーマルな社会資源を把握し、連携・協働している。	○	
	民生委員、町内会役員等小地区のキーパーソンを対象に、認知症や高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している。	○	・浜益区は地域での見守りが根付いている地域ではあるが、認知症サポーター養成講座や生き生き通信の紙面の中で、見守りや声かけの大切さを伝えている。
	認知症や虐待の疑いがあるケースに見守り支援ができるように、見守り体制づくりへの取り組みを行っている。	○	
③ 認知症高齢者等 及び家族への支 援	地域住民に対して、認知症高齢者の理解のための啓発活動を実施している。	○	
	認知症高齢者に対するインフォーマルな社会資源を把握し、必要に応じ相談者や関係機関に情報提供している。	○	・区民を対象に認知症サポーター養成講座を実施。昨年度は1回開催し、認知症の理解と地域での見守りの必要性についての啓発を行った。
	認知症高齢者が徘徊をした場合等の対応の仕組みを理解している。	○	
	相談内容に応じて専門医・専門機関の情報を提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている。	○	
④ 初期段階の相談 業務	地域からの幅広い相談に応じ、専門性を発揮した助言や支援を行っている。	○	・窓口への来所、電話での相談を受付後は、速やかに訪問を行い詳しい状況の把握を行っている。また、後期高齢者の実態把握調査を重点項目として継続して実施しており、支援・見守りの必要性を確認している。相談内容や緊急連絡先等は包括支援システムに入力を行い、必要時すぐに確認できるようにしている。
	積極的に訪問活動をし実態の把握に努めるとともに、支援を必要とする高齢者を見出し適切な支援、継続的な見守りを行っている。	○	
	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○	
	相談内容は全て記録化している。	○	
⑤ 困難事例への対応	困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている。	○	・関係機関等への情報収集を行うとともに、なるべく訪問で詳細が確認できるよう努めている。
	困難事例等について地域ケア会議個別ケース検討会を開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討・共有している。	○	・困難事例に対する個別のケース検討会議は昨年度なかったが、必要時間関係職種を招集して開催できる体制がある。

3. 権利擁護	実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
		できている	できていない
① 高齢者虐待事例への対応	石狩市の高齢者虐待対応マニュアルが職員に理解されている。	○	
	虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、市と連携し適切に対応している。	○	
	相談事例に対して高齢者虐待コア・ネットワーク会議において中心的な役割を担い、関係機関との連携など支援の方向性を検討対応している。	○	
	虐待者からの分離が必要と判断される場合には、市に速やかに報告し連携して対応している。	○	
② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	包括的支援事業等から得た情報から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用する必要性を判断している。	○	
	成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して手続き方法を説明し、申立や契約が行えるように支援している。	○	
	成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要なケースや、既に活用しているケースに対し、成年後見センターや法律関係専門職と連携して対応している。	○	
	制度を広く普及させるための周知を行っている。	○	
③ 消費者被害への対応	地域における消費者被害の状況を把握している。	○	
	把握した消費者被害の情報を市に報告し、担当ケースや地域住民(民生委員等)に提供している。	○	
	市や専門機関と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている。	○	
		○	
4. 包括的・継続的ケアマネジメント		補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	インフォーマルを含む関係機関や多職種(介護保険事業所、医療機関、民生委員、町内会、警察、消防、行政等)と連携している。	○	
	介護支援専門員と上記関係機関や多職種が連携できるよう支援している。	○	
	サービス事業所と居宅介護支援事業所とが連携できるよう支援している。	○	
	入退院、入退所時等に必要に応じて地域ケア会議個別ケース検討会を実施する等、医療機関、介護保険事業所、民生委員等の地域住民とが連携できるように調整、支援している。	○	
② 地域のインフォーマルサービスの連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理・更新を行っている。	○	
	介護支援専門員に対し、必要な情報提供や支援を行い記録している。		
	電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、文書・メール(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている。		
	居宅介護支援事業所訪問等、事業所や各介護支援専門員の状況や課題を聞き助言する場を設けている。	○	
③ 介護支援専門員に対する支援	ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修等を行っている。	○	

5. 介護予防

実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
	できている	できていない
基本チェックリストを配布・実施し、二次予防事業対象者を把握し介護予防事業につなぐアプローチをしている。	○	
民生委員、町内会、高齢者クラブ役員等との地域人脈の構築を行い情報収集している。	○	
医療機関、介護保険事業所、地区社会福祉協議会などの関係機関等とのネットワークを構築し情報収集している。	○	
町内会、高齢者クラブ、地域サロン、その他地域の会議やイベント等において、介護予防や地域包括支援センターについての普及啓発を行っている。	○	
高齢者を対象とした介護予防教室を実施し、計画・開催・評価までの過程を記録し報告している。	○	
必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している。	○	
普及啓発活動について記録している。	○	

5 その他の取組

実施状況(達成度)	補足説明欄 (自己評価についてのコメント)	
	できている	できていない
毎月開催している縁ジョイクラブや、広報誌「生き生き通信」の中で、介護予防や地域のつながりの大切さを伝えたり、包括支援センターの役割について継続的に周知をはかっている。今年度は、消費生活センターや駐在所にも入っていただいたことで、関係機関とのネットワーク構築にもつながった。	○	
新しく配置された、生活支援コーディネーターと共に、縁ジョイクラブや介護予防事業を行なう中で、地域の集いの場を把握することができた	○	

【総合評価】

・毎月開催している縁ジョイクラブや、広報誌「生き生き通信」の中で、介護予防や地域のつながりの大切さを伝えたり、包括支援センターの役割について継続的に周知をはかっている。今年度は、消費生活センターや駐在所にも入っていただいたことで、関係機関とのネットワーク構築にもつながった。

・新しく配置された、生活支援コーディネーターと共に、縁ジョイクラブや介護予防事業を行なう中で、地域の集いの場を把握することができた

【今後の取組など】

・認知症予防を含む介護予防を特集し、生き生き通信を発行する。また、保健担当で実施している脳の健康教室(いきいき学習)を縁ジョイクラブで周知し、参加者の拡大をはかる。認知症サポーター養成講座は、一般向けの他に中学生やPTAを巻き込んだ形での開催を検討する。

・生活実態把握調査の継続。自治会連合会定例会や民生委員協議会に出席させて頂き、地域包括支援センターの役割について周知、情報交換を行なう。

【課題】

・認知症の症状のある方の相談が増えている。ある程度の支援は近所づきあいとして行なわれていても、高齢化の進んでいる地域では限界もある。認知症の理解を深めるため、サポーター養成講座を開催し多くの方に受講して頂くこと、健康の保持増進や認知症予防の取り組みを浸透させることも必要。

・相談につながっていない方や、介護予防事業に参加していない方の生活の様子を把握するため、75歳以上の生活実態把握調査を重点項目にあげているが、利用者様への対応や居宅介護支援業務を行なう傍ら、なかなか訪問に行くことができない現状。しかし、ご本人やご家族が様々な理由からSOSを発信できず、近隣からの情報提供で相談につながるケースもあることから、自治会や民生委員協議会など地域を良く知る関係機関との情報共有は定期的に必要である。

石狩市地域包括ケア推進のための基本方針

(平成 30 年度～32 年度)

本市では、これまでの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続け、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関するサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の理念を継承した上で、さらに「住み慣れたいしかりで健康に生き活き」という基本理念を新たに掲げます。社会性・地域性・特に徒歩圏内におけるコミュニティを意識し、その中でのつながりや活動が介護予防になり、社会参加を生むという考え方をより意識し、高齢者が可能な限り住み慣れたこの石狩のまちで暮らし続けるための自立に向けたまちづくりを行なっていくこととします。

地域包括ケアシステムの実現において中核的役割をもつ地域包括支援センターは、地域住民や多職種・機関と連携を図り、高齢者の自立に向けた支援を念頭に地域包括ケアシステムの推進を行なうこととします。基本方針は、石狩市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画と連動し、各地域包括支援センターと地域課題の共有、課題解決に向けた取り組みを実践します。なお、この度の石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 32 年度が最終年度のため、当基本方針も平成 32 年度までの方針とします。

(1) 地域包括支援センターの機能拡充

地域包括ケア推進の拠点として、多様化・複雑化する総合相談に対応し多職種・機関および地域ぐるみで支援する体制を強化するとともに、自立支援に資するケアマネジメントの推進を図ります。

- ① 相談窓口としての地域包括支援センターの市民周知を継続して行います。
- ② 目的に応じた類型の地域ケア会議を開催し、個別ケースの処遇検討、自立支援、地域課題の抽出と解決に向けた取り組みを多職種・機関と連携して行います。

(2) 権利擁護の推進

認知症等のため判断能力が低下し、高齢者虐待を受ける、財産管理や契約行為が困難で生活に支障が出る、消費者被害等の権利侵害を受ける高齢者が増加しています。高齢者の権利侵害の予防、早期発見、早期対応、諸制度の活用に努めます。

- ① 地域包括支援センターが高齢者虐待や成年後見制度、消費者被害など権利擁

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、制度の定着を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせて各サービスの整備を進めます。

- ①地域の実情に合わせ、訪問型・通所型サービスの整備を進めます。
- ②自立支援や地域での介護予防の取組を機能強化するために地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

（6）生活支援体制整備事業の推進

地域において、日常生活上の困りごとを抱えている高齢者等に対し、地域住民が互いに助け合い、支え合う体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の設置を進めます。

- ① 第一層、第二層協議体を設置します。
- ② 地域資源の見える化を行い、地域住民との協働のもと、地域において足りない資源の創出に努めます。

（7）在宅医療と介護連携の推進

市民が望む範囲で在宅医療や終末期医療が提供できる体制整備に努め、在宅医療と介護に関わる関係者の顔の見える連携を構築し、切れ目のない在宅医療・介護連携体制整備に向け、関係機関と調整を進めます。

平成 30 年度
石狩市地域包括支援センター運営方針

石 狩 市
(平成 30 年 4 月)

平成 30 年度石狩市地域包括支援センター運営方針

1. 目的

石狩市の地域包括支援センターは、地域高齢者の心身及び健康の維持並びに生活の安定のために必要な支援を行うことにより、保健・福祉・医療の向上を包括的に支援することを目的とします。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関するサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の中心的役割を担う拠点となることを目指します。

2. 基本的理念

(1) 公益性・公平性・中立性

地域包括支援センターは、石狩市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。地域包括支援センターの運営方針については、石狩市介護保険事業運営推進協議会の議を経ることとし、その適正かつ円滑な運営を図ります。

(2) 地域性

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地区の地域特性や実情をふまえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

さまざまな地域ネットワーク会議や地域で行われている活動の場を通じて、地域住民や関係団体等の意見を広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域課題を把握し解決に向けて積極的に取り組みます。

(3) 協働性

地域包括支援センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し業務全体をチームで支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、社会資源、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

3. 利用対象者

おおむね 65 歳以上の高齢者及びこれらの者の家族その他の介護者その他必要な者となります。

のもと、さまざまな相談内容について総合的かつ迅速に相談できる体制を作ります。介護保険サービス以外にもさまざまな社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。

窓口や電話での相談以外に、地域住民からの連絡、介護予防教室等の様子、独居又は高齢者世帯の訪問等により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての状況把握を行うことで、地域に存在する隠れた課題やニーズを発見し、早期対応できるようにします。

ii 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討し、必要に応じて地域ケア会議等のネットワーク会議につなぐものとします。

②権利擁護事業

i 成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度や高齢者の権利擁護に資する事業の活用を図ります。

ii 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切に対応します。

また、判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、市との連携を図って支援します。

iii 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

③包括的・継続的ケアマネジメント

i 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員の実情把握に努め、介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

ii 介護支援専門員に対する支援・助言

・日常的な相談に対する支援：介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から支援を行います。

・研修会等の実施：介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と

に報告するものとします。これを活用することにより、業務の課題整理および改善を図ります。

8. 地域包括支援センター連絡会

地域包括支援センターは、その活動について定例で開催する地域包括支援センター連絡会等において書面又は口頭で報告するものとします。

地域包括支援センター連絡会では、圏域を担当する各地域包括支援センターがそれぞれの地域課題や事業内容及び圏域の地域包括ケアを推進するための目標を共有し、協働で地域包括ケアを推進するものとします。

9. 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意します。

平成30年度 事業の計画

<重点項目>

1. 地域の実状を把握し、その中から必要になる課題を探り出し適切な働きかけを行うことで地域のニーズを掴み適切な介護予防につなげることができる。具体的には町内会、高齢者クラブ、地域サロン等での積極的な活動を毎月継続的に実行する。
2. 居宅介護支援事業所との連携について、定期的な事例検討会等を行う等の有効な手段を活用することで、地域との介護支援専門員とのネットワークを強化する。

1. 総合相談事業

(1) 総合相談体制の整備

年々増加する多種多様な相談に対し、専門性を生かし、迅速かつ丁寧な対応に心がけ、包括内の専門職による事例検討会や地域ケア会議等の機能を活用し解決を図る。

(2) 地域包括支援センターの周知

町内会、高齢者クラブ等を訪問し介護予防教室の実施や回覧板、ポスターの掲示、市の広報誌の活用を継続し、地域包括支援センターの周知を図ると共に相談経路の把握を行う事で今後の周知活動の方法も検討していく。

(3) 民生委員との協力

民生委員協議会定例会に出向き、地域包括支援センターの役割の説明や意見交換を再度実施する事で地域の実情を共有し、協力して地域の問題に取り組める体制を作る。

(4) 医療機関との連携

高齢者の入退院時のサービス調整、疾患や認知症により支援が困難なケースに対し包括的継続的に支援ができるように、医療機関へ直接出向く体制をとり顔の見える関係作りを構築する。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待対応

高齢者虐待相談へ迅速に対応できるように、訪問や速やかな情報共有を行政と行う事で役割分担を明確にし、円滑な連携による解決を行っていく。

(2) 成年後見・日常生活自立支援事業

高齢者の権利擁護が成されるように、石狩市成年後見センターをはじめ関係機関と連携を図り対応していく。また、石狩市権利擁護連携会幹事として幹事会に参画する。

(3) 消費者被害

地域における高齢者被害の防止や対応ができるように、石狩消費生活センター等に出向き地域包括支援センターの役割を周知する事で円滑な連携体制の構築を図る。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

(1) 地域包括ケアの推進

支援が困難な個別ケースに対し、地域ケア会議個別ケース検討会を実施する。地域課題に対して専門部会（地域ケア推進会議）への提案も行う。

(2) 介護支援専門員支援

介護支援専門員が抱える支援困難事例に対し相談をしやすいような相談窓口の周知や、日常での関りの中で各事業所へ出向く等を行い、情報共有や適切な支援方法を共に検討できる体制をつくり適切な対応ができるようにする。

(3) 石狩市、石狩管内地域包括支援センター研修会の実施

石狩市北地域包括支援センターと合同による研修会を年2回実施していく。また、石狩管内地域包括支援センター研修会に参加する。

4. 介護予防事業（介護予防ケアマネジメント）

(1) 一般介護予防事業

町内会・高齢者クラブ・地域住民に対し、サロンや介護予防教室、ミニ出前講座等の案内を行い、予防教室、ミニ出前講座等の受付を随時行い実施する事で、介護予防や啓発活動に努める。

(2) 指定介護予防支援事業、事業対象者

要支援1・2の対象者に介護予防ケアマネジメント、介護予防・日常生活支援総合事業の振り分けを行い、適切なサービスが実施できるようにする。

5. その他

(1) 認知症施策

石狩市認知症地域支援推進員連絡会、石狩市徘徊・見守りネットワーク事業会議への参加、認知症サポーター養成講座への講師派遣、認知症初期集中支援チームへの参画を行っていく。

(2) 職員研修・実習生の受け入れ

職員のスキルアップのため、各種研修会・研究発表の参加を積極的に行っていく。また、社会貢献活動として福祉系大学の実習生受け入れを行う。

平成30年度の計画

<重点項目>

- ・総合相談体制の強化（地域ケア会議の活用、地域の社会資源とのネットワーク構築）
- ・認知症高齢者への対策強化（相談機能強化、普及啓発、認知症カフェの継続開催）
- ・自立支援に向けた介護予防の推進（ケアプランの見直し、地域における介護予防の普及啓発、地域での通いの場づくり）

1. 総合相談事業

(1) 増加、複雑化する総合相談に対し、関係機関と連携を図る

地域からの個別相談に対し、地域ケア会議（個別ケース検討会）を開催する。会議を通じ、行政（障がい、保護課、保健推進課）、成年後見センター、障がい相談支援事業所、民生委員児童委員、町内会役員等、地域住民に加えて、地域にある企業、スーパー等の関係機関とより強固な連携を図る。

(2) 相談窓口としての地域包括支援センターの周知

①担当地区の単位町内会を中心に町内会長、高齢者クラブ役員等へあいさつ回りをを行い、包括周知に合わせて地域の実情を把握する。

②平成29年度認知症カフェの実績報告をもとにセンターの活動を周知する。

→石狩地区、花川北地区民生委員児童委員連絡協議会への周知

→石狩市内の医療機関訪問

③4包括合同で一般市民を対象に市民講演会 第13回を開催する。

(3) 一般企業、学校など、地域の社会資源とのネットワークを構築する

平成29年度から引き続き、藤女子大学栄養科とのネットワークを強化する。

→認知症カフェへの学生の参加等

(4) 職員のスキルアップに取り組む

①総合相談を受ける上で必要な技術、視点、気づきを身に付けるため、月1回の事例検討会を継続実施、事業所内外の研修会・勉強会に参加する。

②成年後見センター、生活困窮・資金貸付相談、障害相談支援事業所と合同で相談事例共有会を開催（年2回）する。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

虐待支援では、行政と役割分担し、ケアマネジャー・サービス事業所等、関係機関と連携しながら迅速な初動期対応を行う。

(2) 成年後見制度、日常生活自立支援事業等

①石狩市成年後見センターをはじめとする各相談機関、司法書士、弁護士等の専門家

と連携し、利活用を支援する。

②石狩市成年後見センター運営委員会への参加（運営委員長）

(3) 消費者被害に関する支援について

市民からの消費者被害に関する相談について、消費生活センター等の関係機関と連携のもと対応する。また、地域における講話活動等を通じて、被害の手口や解決法を伝えることで、消費者被害に遭わないよう市民の「予防する意識」を高める。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

(1) 石狩市介護支援専門員連絡会との連携

①地域包括支援センターが主催する研修会を年2回実施

②石狩市介護支援専門員連絡会の企画運営に参画

③石狩市介護支援専門員連絡会主催の事例検討会への参加

(2) 医療と福祉のまちづくり広場の企画運営委員として参画

①月1回の企画運営委員会に参加する。

②まちづくりフェスタの開催

4. 介護予防事業

(1) 一般介護予防事業

①単位町内会、高齢者クラブ等において「地域包括支援センター」役割を周知すると共に、一般市民に向けた介護予防の啓発、情報提供を行う→花川北地区を回る予定

②新たに集いの場立ち上げを希望する市民をサポートし、介護予防に関する拠点（住民主体の集いの場）を作る→生活支援コーディネーターとの連携を図る

(2) 自立支援や地域での介護予防の取り組み強化

①自立支援型地域ケア会議への参加、事例提出→年6回予定

②新規サービス利用開始時、既存プランの更新時にケアプランチェックを行い、自立支援に向けた所内検討の場を作る

5. その他（認知症対策）

(1) 認知症カフェ（みなカフェ花川北）を月1回開催

昨年同様、認知症カフェを開催し、認知症の方とその家族を支える場を提供する。

会場：いしかり脳神経外科クリニック内（デイケアサービス）に協力を依頼

(2) 「認知症予防、対応方法」に関する普及啓発

「認知症サポーター養成講座」を地域住民、各種団体へ出前していく。

(3) 徘徊見守りSOSネットワークの拡充

地域の実情に合わせて、認知症徘徊者搜索模擬訓練を地域住民と共に開催する。

(4) 認知症地域支援推進員としての活動

認知症の方とご家族を支える地域づくりに向けた普及啓発、他職種協働を強化する。

(5) 認知症初期集中支援チーム員としての支援

地域からの相談に対し、認知症の容態に応じた適時・適切な早期対応を目指す。

平成 30 年度 事業の計画（案）

＜重点項目＞

1. 住み慣れた地域で生活ができるよう、各地区の実態把握調査をすすめる
2. 介護予防の内、認知症予防に関する知識を住民へわかりやすく周知する
3. 厚田地区の社会資源や生活していく上での課題について、厚田支所地域振興課と協力して、住民や各組織代表者と話し合う

1. 総合相談事業

70 歳以上の高齢者等を対象に地区ごとに実態把握調査を訪問などで行う。課題を把握するとともに健康相談や介護予防事業紹介、石狩市救急医療情報キットの配布等を実施する。

また、訪問した結果は必要な情報を厚田地区民生委員協議会と連携をとりながら見守りや支援が継続的できるようにする。住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携して適切なサービス、制度の利用にスムーズにつなげる等の支援を行っていく。

2. 権利擁護事業

高齢者虐待については介護サービス事業所、ケアマネジャー、民生委員等と連携をとり、早期に発見し支援をしていく。消費者被害については、消費生活センター相談員と引き続き高齢者クラブ、介護予防事業等の中で情報提供や厚田区内の現状把握を行い防止に努めるとともに、地域の駐在員と連携し取り組んでいく。

昨年から社会福祉士が配置され、各高齢者クラブや介護予防事業参加者に消費生活センターや駐在職員と連携をとり、消費者被害防止についての講話を実施した。また、地域の集まりに積極的に参加し、地域課題の把握に努めている。今後も成年後見制度や日常生活自立支援事業が必要な方の把握を積極的に行い、石狩市成年後見センターや厚田区内の市民後見人と連携し、適切に支援が行えるように関係機関と事業を推進していく。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

居宅介護支援事業所や介護サービス提供事業所とのケース検討会を定期的に行う。そのなかで、困難事例の検討や介護保険以外の様々な社会資源などについて周知し、関係機関と連携を図っていく。

昨年は厚田支所地域振興課と地域住民の方と一緒に厚田区で生活する上での課題などについてのアンケート調査に協力した。今後もこの結果をふまえた会議を定期的に行い、地域の課題について一緒に考えていく予定である。厚田地域包括支援センターもこの話し合いに参加し、協力していく。

4. 介護予防事業

(1) 一般高齢者介護予防など

介護予防事業(転倒予防教室、認知症予防教室、閉じこもり予防教室)と各地区高齢者クラブへの訪問を継続する。

また、3か月に1回、厚田地域包括支援センター便りを作成し、厚田区内に回覧する。

今年度は、認知症予防の知識の普及を重点におこなうため、厚田地域包括支援センター便りの内容や高齢者クラブで認知症に関する講話とパンフレットの配布を行う。

高齢者クラブでの相談や介護予防事業、家庭訪問等で基本チェックリストを実施し、積極的な支援が必要な高齢者の把握や介護予防事業評価、各地区高齢者クラブの課題把握などに活用する。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(要支援者、事業対象者関連)

要介護状態を予防するため、適切な介護予防サービスを計画し、支援を継続する。

平成 30 年度 事業の計画

＜重点項目＞

- ◎75 歳以上の高齢者実態把握調査を継続（重点地区：雄冬、千代志別、床丹、御料地、送毛、濃屋）
- ◎浜益区における生活支援のあり方を考える協議体の設置、及び集いの場の充実に向けて生活支援コーディネーターと連携をはかる
- ◎認知症サポーター養成講座における新規受講者の拡大。

1. 総合相談事業

電話・面接・訪問等により総合的に応じ、各種の保健福祉サービスに関する情報の提供及び利用の啓発を行う。4 月から職員が一人増え、初回相談から面接までできるだけ迅速に行なえるよう努める。また、75 歳以上の実態把握調査は継続して実施すると共に、特に世帯数の少ない地区に住む高齢者の状況確認について重点項目とし、定期的の実施できるよう努める。自治会連合会の定例会や、民生委員児童委員連絡協議会にも出席させていただき、地域包括支援センターのPRと情報交換を行なう。

今年度も引き続き、相談支援センターぶろっぷ・相談室ヨルドによる出前相談（隔月）の周知を実施し、相談機会の拡大と支援の充実を図る。

2. 権利擁護事業

- (1) 高齢者虐待…高齢者虐待防止ネットワーク会議に出席、区内のサービス事業所とも連携を密にし早期発見に努める。
- (2) 成年後見制度…石狩市権利擁護連携会議への出席。成年後見センターと地域の状況についての情報交換を実施する。日常生活自立支援事業の活用についても、普及・啓発を図る。
- (3) 消費者被害…消費生活センターと連携し、各地区の縁ジョイクラブで消費者被害防止の講話を実施する。

3. 包括的・継続的なマネジメントについて

月 1 回、浜ケアネットを行い、ケアマネジャーの資質の研鑽につとめる。また、学習交流会を年 2 回企画し、区内の保健・医療・福祉・介護職員が知識を高めあうことができる場づくりを行う。

4. 介護予防事業

(1) 一般介護予防事業

「縁ジョイクラブ」を継続して実施する。昨年度若年の参加者が大幅に増えた地区があり、65歳未満でも希望者は自由に参加できることを引き続き周知し、他の地区においても参加者の拡大を目指したい。そういった傾向は「縁ジョイクラブ」以外の介護予防事業でも波及効果が期待されることから、保健部門と共同で周知活動を行なう。「生き生き通信」も活用し、単に実施の案内だけではなく、内容を地域にフィードバックすることで参加者のモチベーションも向上させていきたい。

(2) 介護予防支援ケアマネジメント（要支援者兼事業対象者）について

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適切な介護予防プランの作成を行う。自立支援を常に意識したケアプラン作成を目指す。自立支援型地域ケア会議に参加、ケアプランの質の向上をはかる。

5. その他

(1) 「生き生き通信」の発行

包括支援センターの役割を広く地域に知ってもらうことを目的に、毎月「生き生き通信」を発行し、情報提供を行う（広報と合わせて全戸配布）今年度は介護予防をテーマにし、生活支援コーディネーターからも集いの場の紹介などの情報発信が行なえるよう紙面を工夫する。

(2) 認知症サポーター養成講座の開催

通常の養成講座の他に、浜益中学校と連携し、生徒・保護者向けに養成講座を開催。年2回の開催を目指す。グループワークや事例紹介など内容を工夫し、地域でできる支援の方法について検討する。

(3) 生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーターが、地域住民自ら行なっている活動の掘り起こしや、新たに参加できるようパイプ役としての機能が果たせるようバックアップを行なう。生活支援体制整備事業における浜益区の協議体の設置については、自治会連合会に協議体としての役割を担っていただけるよう総会において主旨を説明、生活支援コーディネーターと連携し、浜益区における生活支援のあり方を考える場づくりを進めていく。

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業の要綱改正について

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正について

1. 改正趣旨

平成29年6月2日交付の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年度法律第52号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）において、利用者負担の見直しに関する事項などの改正並びに地域支援事業実施要綱改正（平成30年度介護報酬改定を踏まえ、国が定める総合事業の単価について、加算を創設するなどの改正）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）改正等に伴い、標記要綱の一部を改正するものである。

2. 改正の主な内容

（1）利用者負担割合の見直し

介護保険法の改正により、第1号被保険者で負担能力のある方については、費用の3割負担が導入されたことに伴い、石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下、石狩市総合事業実施要綱という。）においても同様に改正し、平成30年8月1日から施行する。

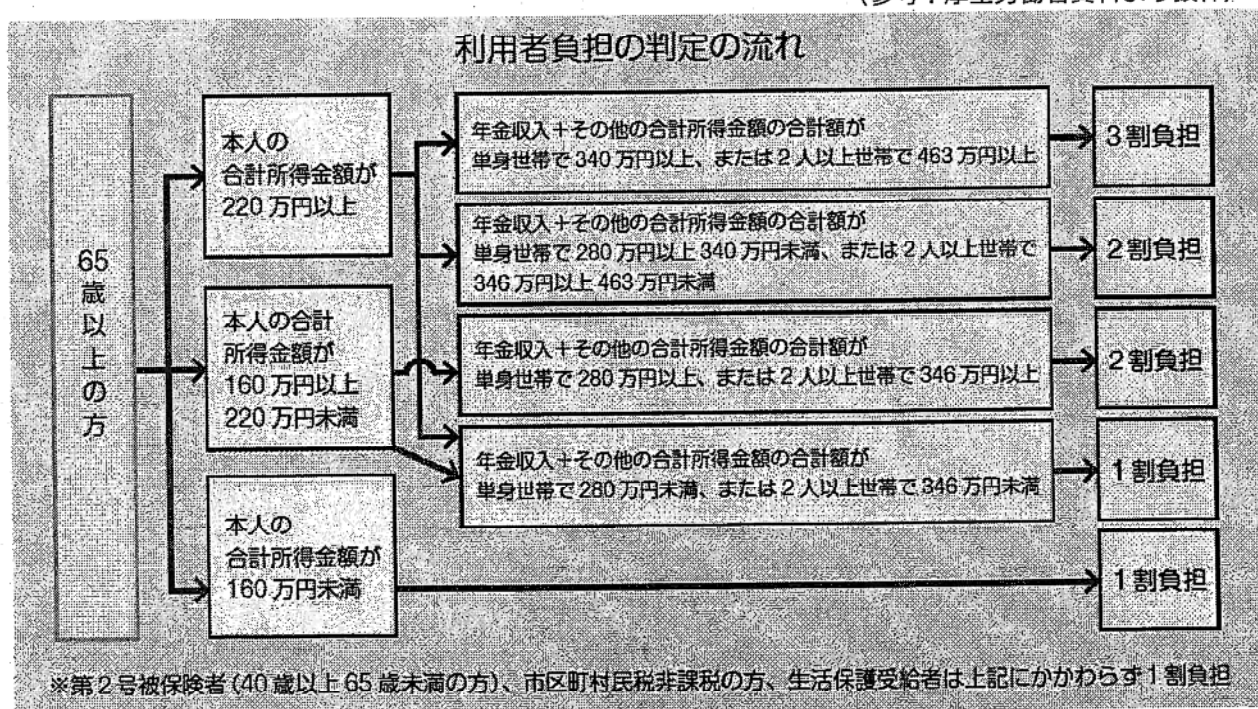
①基準を緩和したサービス（石狩市訪問型サービスA、石狩市通所型サービスA）の第1号事業支給費の額

介護保険法第59条の2に規定に準じ、第1号事業支給費の額を「100分の90」とあるところを「100分の80」または「100分の70」とする。

②事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額

介護保険法第59条の2の規定に準じ、事業対象者の第1号事業支給費の支給減額は、要支援1の介護予防サービス等区分支給限度基準の「100分の90を超えることができない」とあるところを「100分の80を超えることができない」または「100分の70を超えることができない」とする。

（参考：厚生労働省資料より抜粋）



(2) 石狩市総合事業サービスの加算の追加について

平成30年度介護報酬改定を踏まえ、国が定める総合事業単価に加算が創設されたことに伴い、石狩市総合事業実施要綱においても同様に改正し、平成30年10月1日から施行する。

①石狩市訪問介護相当サービス費

改正前)・生活機能向上連携加算 100単位/月

↓

改正後)・生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位/月 (新設)

〃 (Ⅱ) 200単位/月 (増額)

○ 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する (生活機能向上連携加算 (Ⅱ))。

○ 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、

- ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言 (アセスメント・カンファレンス) を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること

- ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

を定期的に行うことを評価する (生活機能向上連携加算 (Ⅰ))。

②石狩市通所介護相当サービス費

改正後)・生活機能向上連携加算 200単位 (1月につき) (新設)

(※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位 (1月につき))

○ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

改正後)・栄養スクリーニング加算 5単位 (1回につき) (新設)

(※6月に1回を限度とする)

○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報 (医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。) を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する

石狩市認知症初期集中支援チームの設置

◆目的

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に初期に訪問等で直接関わり、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築する。

ポイント：「初期」とは、「認知症初期の段階」と「対応初期の段階」の2つの意味を持ちます。

◆対象

- ・40歳以上で、在宅で生活し、認知症（疑いも）の人で、適切な医療や介護サービスに結びついていない人。
- ・医療や介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応が困難な人。

◆設置：平成30年1月～

◆体制

直営とし、事務局を市高齢者支援課に置く

◆チーム員

- ① 認知症サポート医
- ② 医療職と介護・福祉職のペア
高齢者支援課保健師、社会福祉士
地域包括支援センター職員
認知症地域支援推進員

各場面で必要に応じ専門職に助言、本人への診察、訪問、主治医との連絡

センター職員全員がチーム員。包括としての支援と、チームとしての支援が分断しない。

◆認知症初期集中支援チーム検討委員会

年1回開催、石狩市介護保険事業運営推進協議会をあてる

協議事項：チーム運営状況の評価、評価をふまえた改善策の検討など

居宅介護支援事業所について

1. 都道府県から市町村への権限移譲について

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするために、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となってくることから「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的に関わることができるよう、都道府県が指定する居宅介護支援事業者の権限等について、平成30年4月1日より市町村に移譲されました。

2. 居宅介護支援事業所とは

居宅介護支援事業所とは、要介護（1～5）の認定を受けた方が最適な介護サービスを受けることができるようサポートをしてくれる専門家、ケアマネージャーが所属する場所です。

居宅介護支援では、自宅での介護を必要としている人のもとにケアマネージャーが訪れ、ご本人の心身の状況やご本人・ご家族の意向をアセスメントした上でケアプランを作成し、様々なサービス事業者との連携・調整を図ります。自宅で自立支援に必要なサービスを受けながら介護を進めるに欠かせないのが居宅介護支援です。

3. 居宅介護支援事業所（12事業所）

平成30年4月1日より12事業所が道より移管され、石狩市管轄の事業所となりました。

	事業所名称	住 所	開設法人
1	ホットライン21居宅介護支援事業所	花川南7条4丁目376番地1	医療法人 喬成会
2	居宅介護支援事業所 エルサ	花川南6条1丁目111番地	特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズエルサ
3	居宅介護支援事業所 はまます	浜益区浜益2番地3	石狩市
4	ケアプランセンター グルーヴ	花川東2条3丁目35番地	株式会社GROOVE
5	ケアプランセンター あるふあ	花川東2条3丁目8番地	株式会社健康倶楽部
6	居宅介護支援事業所 べつかり	厚田区別狩92番地4	株式会社健康倶楽部
7	SOMPOケア石狩居宅介護支援	花畔2条1丁目9番地1	SOMPOケア株式会社
8	指定居宅介護支援センタートムテの里『花川』	花川北6条2丁目28番地	医療法人社団 ゆりがはら内科ケア&クリニック
9	ケアプランセンターぬくもり花川	花川南9条4丁目86番地	株式会社サンボウ
10	石狩希久の園ケアプランセンター	八幡町高岡27-9	社会福祉法人 石狩友愛福祉会
11	ケアプランセンター社協いしかり	花川北6条1丁目41番地1	社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会
12	あいしい介護相談センター	花川南2条3丁目91番地2	有限会社アット

困ったことはありませんか？

石狩市の 高齢者 相談窓口 です！

- ・ 医療や福祉
介護・認知
症等の相談

- ・ 介護予防
・ 介護保険の
申請や利用

- ・ 地域と協力
・ 介護予防教
室の開催

- ・ 高齢者虐待
成年後見等
の権利擁護

お近くの
地域包括
支援センターへ
お電話ください

〈花川南・樽川・花川に
お住まいの方〉

石狩市南地域
包括支援センター
電話 73-2221

平日9時～17時
(土日祝年末年始除く)

〈花川北・花川東・花畔
緑苑台・親船・八幡・生振
緑が原方面にお住まいの方〉

石狩市北地域
包括支援センター
電話 75-6100

平日9時～17時45分
(土日祝年末年始除く)

〈厚田区にお住まいの方〉

石狩市厚田地域
包括支援センター
電話 78-1030

平日9時～17時15分
(土日祝年末年始除く)

〈浜益区にお住まいの方〉

石狩市浜益地域
包括支援センター
電話 79-5111

平日9時～17時15分
(土日祝年末年始除く)

厚田地域包括支援センターだより

11

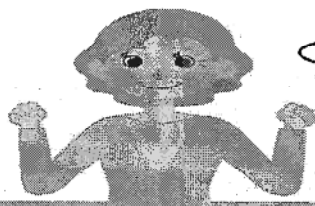
発行日 平成 29 年 12 月 28 日
 発行者 厚田地域包括支援センター
 厚田区厚田 45-5 厚田保健センター内
 ☎78-1030

冬の転倒骨折を予防 しましょう！

冬は転倒骨折しやすい季節です。
 そこで、今回は起こりやすい転倒例や
 予防方法についてご紹介します。

<冬に起こりやすい転倒例>

- ①物を取りに、物置や納屋につっかけ（スリッパ）で行き、凍った道で転倒！
- ②雪の下に氷がはっていて、気がつかずに滑って転倒！
- ③夜間にトイレに行こうとベッドから立ち上がり、ふらついて転倒！
- ④自宅の段差や下に置いてあった物につまずいて転倒！



転倒して骨折しないために



1. 転ばない体をつくる

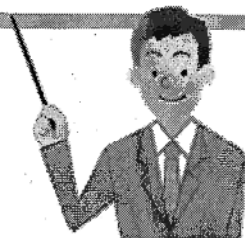
冬の間は家のなかで過ごし、体を動かす機会が少なくなりがちです。
 足の力が弱くならないように冬の間だけでも体操をしてみましょう。

2. 転ばない環境をつくる

自宅内に段差や薄暗い場所など転びやすい場所を少なくしましょう。
 杖を使うことは転倒の予防になります。自分にあった少しおしゃれな杖を使ってみましょう。

3. 転ばない気持ちをつくる

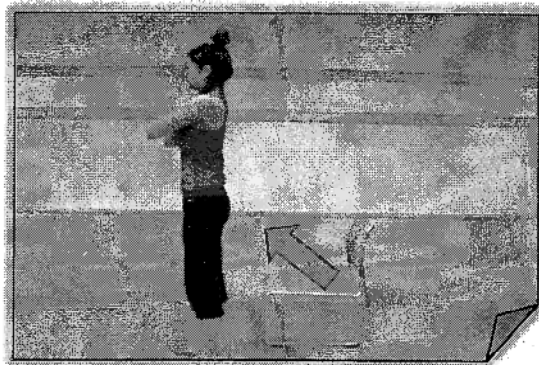
年齢に関係なく、あわてると転びやすくなります。あせらずにゆっくり行動することや自分が
 転びやすい状況を意識して、気をつけることが大切です。



足の筋肉を強くする体操の1例

<イスを使ったスクワット>

良い姿勢でゆっくりイスから立ち上がり、ゆっくり
 座ることを繰り返します(5~15回)



16年目になりました！

「転倒予防教室」の紹介

1. 転倒骨折しない体づくりが目的です

教室開催は4月～8月：週1回、9月～3月：月2回です。柔軟運動や筋肉をつける運動などをし、転ばない体づくりをめざしています。

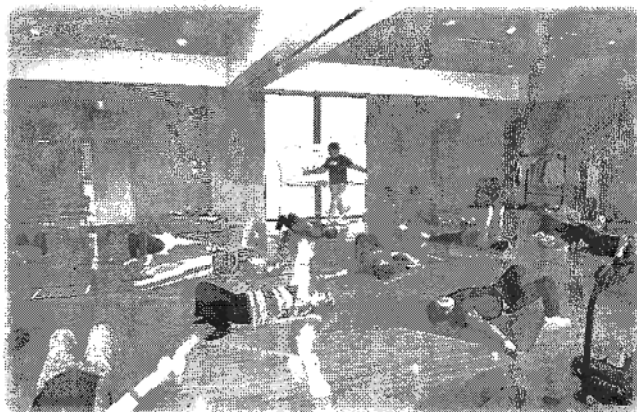
2. 痛みの状況に合わせて運動します

足腰の痛みなどで運動に不安がある方には、運動トレーナーや理学療法士、保健師などが個別にお話を伺います。そして、無理なく効果的にできる運動と一緒に考えさせていただきます。

3. 楽しく運動が続けられます

1人では続けることがむずかしい運動も仲間と一緒に楽しく続けることができます。運動が苦手な方も簡単な体操なので、無理なく参加して頂けます。また「教室に通っているうちに自然とお友達ができ、教室で会ってお話するのが楽しみ」という方も多くいらっしゃいます。

★転倒予防教室の様子です★



※転倒予防教室の参加者以外の方へ

ご希望がある方に、保健師や理学療法士がご自宅での運動方法などについて、アドバイスをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

○連絡先：厚田地域包括支援センター

電話：78-1030

教室名	1月	2月	3月
転倒予防教室	15、29 (月)	5、26 (月)	16、26 (月)
いきいきリハビリ 「厚みの会」	30 (火)	27 (火)	20 (火)
いきいきリハビリ 「望の会」	10 (水)	14 (水)	14 (水)
いきいきリハビリ 「虹の会」	17 (水)	21 (水)	7 (水)
健康運動教室		7, 22, 28	

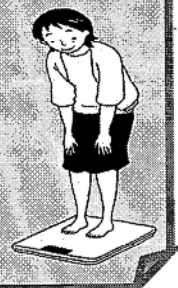
▼編集後記▼

・今年は冬の訪れが早く、雪の量も多いように感じます。昨年は雪が少なく雪はねが楽な日が多かっただけに残念です。

・私は年末年始に、おせち料理を食べ、お酒を飲み、横になってテレビで駅伝を見たり、家族で花札をしたりと、のんびり過ごしています。

そのため、お正月明けは体重が増えるのに筋肉が減り、体重計に乗るための勇氣が必要になります。

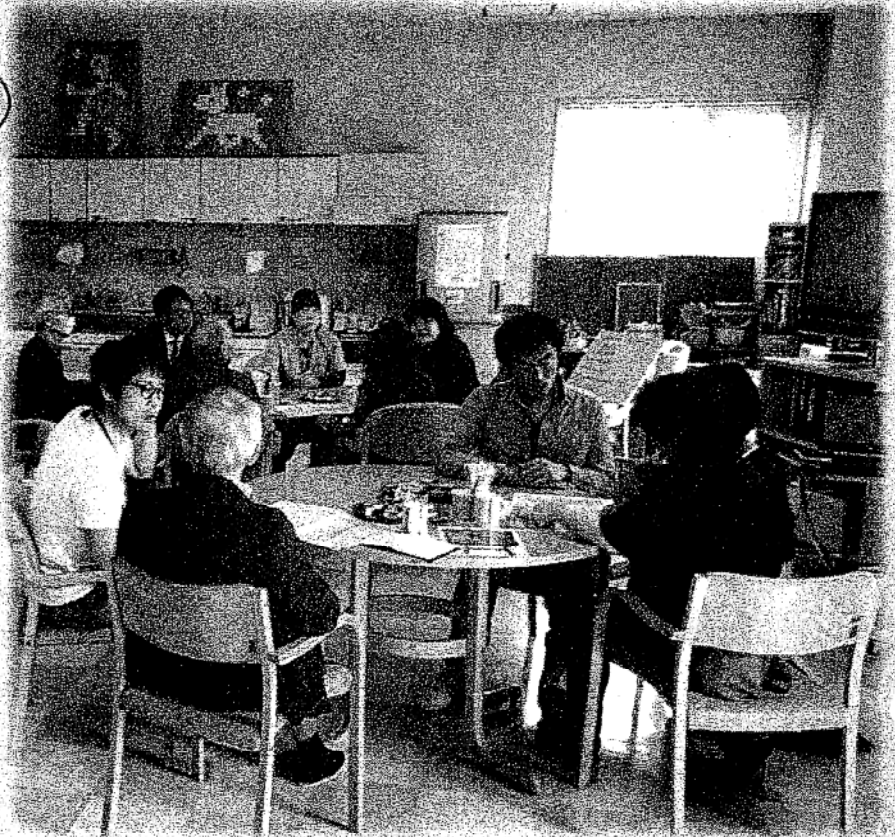
・今年は幸い？雪が多そうなので、雪はねでダイエットと体力づくりをがんばります！
(富木)



参加者の声

ケアマネジャーからカフェを紹介されて来ました。ヘッドからずり落ちてしまう事に悩んでいましたが、デイケアの職員から具体的な提案を受けて、やってみたいと思えました。行ってよかったです。元気がでました。

家族(嫁)より



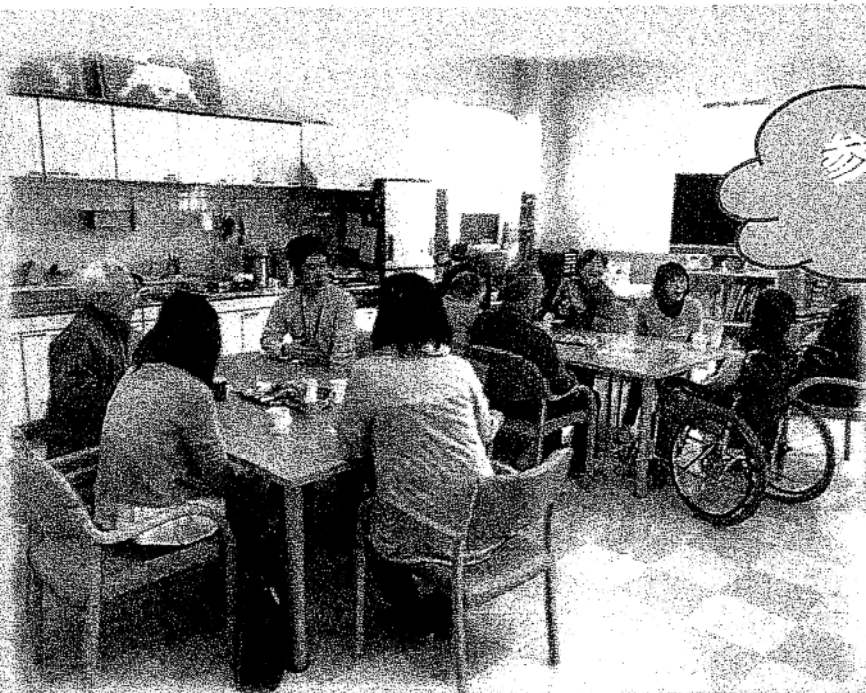
参加者の声

介護が大変になってきたけれど、施設入所をためらっていました。

でも参加していた施設の職員さんとお話すると、施設に入るのはお母さんにとって悪い事じゃないと思えました。

家族(娘)より





参加者の声

カフェとはどういう所なのかと思い来てみました。認知症の人も、そうでない人もみんなで身近におこった事や困った事等、様々な話ができる事がカフェのいい所なのだと感じました。自分が担当している家族へ紹介したいと思います。

ケアマネジャーより

こんな事もありました♪

- 『認知症の妻と介護している夫』と『認知症の母を介護している父を心配している娘』が同じテーブルに(※別々の家族)。会話の中で、夫の立場では「子供に迷惑をかけたくない」と頑張り、娘の立場では「お父さんは1人で頑張り過ぎている」と心配している双方の立場の気持ちを知るきっかけに。
- 町内会や民生委員児童委員の方が気になっている近所の方を連れてカフェに参加してくれることも。

平成30年度

みなカフェ花川北 開催スケジュール

日にち	備考
H30年4月21日(土)	
H30年5月19日(土)	
H30年6月16日(土)	
H30年7月21日(土)	
H30年8月18日(土)	
H30年9月15日(土)	
H30年10月20日(土)	※会場が変更になる可能性があります。
H30年11月17日(土)	
H30年12月15日(土)	
H31年1月19日(土)	
H31年2月16日(土)	
H31年3月16日(土)	

